

第10日目（3月10日）

○副議長（鈴木 一君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、小澤実君より遅刻、関常幸君より早退、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○副議長 質問順位12番、議席番号22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 おはようございます。傍聴者は誰もいませんけれども、今日は朝早く一番ということで、ちむどんどんの気持ちでございます。ちむどんどん——心がワクワクするという意味でございます。来年4月からNHKの朝ドラで、主人公の女性の方が一流の料理人になって心がワクワクする料理を作るドラマだそうです。南魚沼産コシヒカリが、ちむどんどんになるような米になることを期待して、一般質問をさせていただきます。

1 農業政策について

農林水産省の全国の米の生産数量目標によると、2021年産の需要に見合った適正な生産量は679万トン、2020年産米より56万トンの引下げが必要で、過去最大の下げ幅となりました。それを受け、県では2020年の生産実績59万5,400トンから1割以上の減産が必要な52万トンといたしました。面積換算で言いますと9万5,500ヘクタールだそうです。

当市においては、長年守ってきた特Aが2017年度に陥落したが、翌年には再び特Aに復帰し、1等米比率も令和元年産米は26%から、令和2年産米は76%と回復しました。農業関係者や生産者の努力で米生産に取り組んできただけに、今後の米政策に大変危惧しているところでございます。

ちなみに当市の作付面積は、令和2年度4,940ヘクタールだったが、令和3年度は4,474ヘクタールの目標で、約10%減の500ヘクタールが主食米から非主食米、園芸への転換が必要とのことであります。農業者はかつてない大きな不安を抱いているところでございます。そこで、4点について質問いたします。

1点目ですが、今後の需要に応じた米生産をどのように捉えているのかということですが、簡単に質問します。私はこの質問に対して、正直なところ、今年の食味ランキングがどうなるかということを実際に心配していました。もし特Aにならなかったときは、質問に励みが見つからないと思っていたのですが、3月5日の朝刊に日本穀物検定協会の令和2年産米の食味ランキングが発表されて、魚沼コシヒカリは3年連続、特Aになったと、本当に喜びました。やはり特Aを今まで逃したことがある中で、農業関係者や米生産者にとって本当にうれしい限りであります。

また、ふるさと納税も順調であり、日本一のブランド米と言われている中で、米の需要に

応じた生産が必要ではないかと私は思っています。市長はどのように見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、中山間地域の耕作者の支援ということでございます。私は中山間地で耕作はしておりません。でも、すぐ近くで耕作している人と時々一緒になります。今、中山間地域は、何年も前から法制化によって中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金があり、耕作者にとっては本当にありがたい制度になっております。しかし、近年、中山間地域で耕作する方は、他地域から多くの方がいろいろなところで入っております。そうしたとき、中山間地域等直接支払制度は耕作者に対して本当に恩恵というか、活用されているのか、そういうふうに私は思っています。

お話を聞くと活用していただいているところもありますし、全然いただいていないところもある。やはり中山間地域は誰が見ても本当に大変な場所です。その中山間地域が本当に耕作不能地になりますと、それこそ下の平地部の水不足やそういったものに大きな影響を与えます。

ましてや今、熊、猿、イノシシなど、中山間地域を守っていたからこそ大分抑えられていますけれども、さらにこれが耕作放棄地になりますと、本当に大変な問題になると。中山間地域で農業をしている、耕作をしている方には、やはりきちんとしたそういった制度を活用していくべきだと、そういうふうに私は強く思っています。そのことについて、市長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に農地集積に向けての農地提供者の支援でございます。これも大きく変わってきております。農地集積については、農地中間管理機構が始まったときであります。その当時には5反歩以下が30万円、5反歩から2町歩までが50万円、2町歩以上は70万円と、土地を提供する方に支払われていました。それが何年かしているうちに一律2万5,000円になりました。またさらに、今は1万5,000円であります。1反歩、一律です。それが、今度は来年になれば条件付でまた変わってきたり、その次になれば一応廃止というようなことになっていきます。

当市も集積には大分力を入れておりますが、果たしてそういった集積に対しての農地を提供する方に、今後のことを考えますと、やはり何らかの手当てをしてやらなければ、集積がなかなか進まないのではないかと、私は思っております。そういったことについて市長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に4点目として、小中規模農業者や新規就農者の支援強化ということでもあります。これについても私は何回か質問させていただきました。今回、南魚沼市の農業をPRしようと管内の若手生産者と農林課が中心となり、令和元年にはポスター制作で、市役所に貼ってありますけれども、第8回のパンフレット大賞、令和2年には動画制作で第1回新潟ふるさとCM大賞グランプリなど、また、小澤農場におかれましては、農林水産大臣賞を受賞するなど、新規就農者や農業者にとって本当に大きな励みになっていると私は思います。

しかし、新規就農者でありますけれども、何年かしているうちになかなか農業ができない。

お話を聞きますと、約3割から4割近くの方がやはり農業を離脱しています。せっかく農業をやろうという強い志を持ちながら継続できない。本当に残念だと私は思っています。そういった方が少しでも継続し、また、南魚沼市で農業をやっていきたい、そういう方を一人でも多くやはり育てていくことが、今後の一番の喫緊の課題だと思っています。

市も、こういうポスターなど力を入れているわけでありますから、できるだけ多くの若者が農業に就農すると。60歳や65歳を過ぎてもまだまだ若い元気な方はおります。意欲のある方に農業をしていただく。そのことが南魚沼市の農地を守り、また安心して農業ができるのだと、私はそういうふうには思っていますが、市長の見解をお伺いするところでございます。

以上、4項目であります。壇上からの質問とさせていただきます。ちむどんどのような答弁をいただければありがたいと思っています。

○副議長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 改めましておはようございます。それでは、阿部議員のご質問に答えまいります。

1 農業政策について

ちるどんどん、ひるどんどん……（「ちむどんどん」と叫ぶ者あり）ちる……ちょっと聞き取りがすみません、聞き手の粗相で……（何事か叫ぶ者あり）いやいや、朝ドラは大好きで見ているのですけれども、次回のはちょっとあまり注目していなかった。今は、本市ご出身のすばらしい女性の水島あやめさんを、何とか朝ドラにということをやっている会長としては大変申し訳ありません。次のものはあまりよく見ていなくて申し訳ありませんでした。

そのようにどんどんといきたいところでありますが、一つずつお答えしていきたいと思えます。農業の政策です。まず1点目、4点の1点目ですが、今後の需要に応じた米生産をどのように捉えているかということでもあります。需要に見合った生産ということが、また大きなテーマと思っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食需要の減少、これは痛い。一部、逆に巣ごもりという形での、恐らくそのためだと思う、ふるさと納税の著しい伸びもあるわけですが、自宅で食べている方が多いのではないかと思います。

業務用米を中心に今、民間の在庫が積み上がるということで、家庭用米の需要や価格にも、これは影響が当然、回り巡って出てくるということだと思います。令和3年産においては、これまで以上に非主食用米の生産を拡大するよう迫られている。これは今ほど議員からお話をいただいたとおりです。大変な状況かと思えます。

南魚沼市においても、非主食用米も含めた需要に応じた米生産を行うために、JAさんを中心として各集荷業者が把握している加工用米や輸出用米などの非主食用米の需要を生かして、令和3年産につきましては、約130ヘクタール、俵数にすると約1万俵の主食用米から非主食用米への転換を今予定しているということです。

転換に際しては、従来からのいろいろなメニュー、そして国や県の新しい支援策を最大限活用することによって、現時点では主食用米と変わらない所得が得られると関係者は試算し

ていただいておりますが、今後もこれらの皆さんと連携しながら、当市における需要に応じた米生産を持続していかなければならないと思います。

という、教科書的な答弁になります。私の思いですけれども、前の井口前市長もよく言っていました。大まかに45万俵を——今は1人が1俵も食べなくなっていると思います。ですが、昔は2俵食べたということですから、これを45万人がちゃんと本当に食していただけるならば、我々はいわゆる——全体のことを言うとちょっとごめんなさいなのですが、うちの市のところだけ見れば、需要に応じた米生産になり得るのだという思いです。

なので、こういった国策的な部分をやはり一緒にやっていかなければいけない部分と、今、こうやってブランド化して特Aのことで今回特徴的なのは、取材が1個も入らなかったのです。これまでは絶対、取材陣が何だか知らないけれども、魚沼米というのは、南魚沼市役所に来るのです、みんな。悪いときもいいときも。ありがたいことですが、そういうことが今年見られなかった。これをどう見るか。

我々はブランドとしての確立というのを、判定による一喜一憂ではない、そういうものが確立されてきていると。気を緩めてはいけません。いけませんけれども、そういう思いの中では、一方では国策と、県と一緒にやっていく部分もあるけれども、南魚沼市としての、やはりもうちょっと自分たちに自信を持って、先ほど言った45万人の皆さんのお口に入る、そういうところの視点をずっと持って、いろいろな施策展開をやっていくということが、このあと後段、2番、3番、4番でも伝わってくる、その底に流れている、我々の姿勢としてあるべきではないかということで、ちょっと今申し上げました。

2つ目のところ。中山間地の耕作者の問題です。これについては平場、要するに平地のところ、条件が不利なところでありまして、持続可能な農業を実現するために、担い手育成に取り組むこと、また農地の多面的機能の確保、農業をベースに多様な人材が多様な働き方で地域が維持される仕組みづくりを進めることを目的とした、1期5年という中山間地域等直接支払制度を活用しています。令和2年度から5期目の対策が開始されていて、引き続き事業活動を支援していきたいと思っています。

県では、中山間地域の維持・発展のために、令和3年度、来年度からビレッジプラン実践事業というのを立ち上げることになっています。担い手の減少、また農地の維持が困難となっているそれらの中山間地域において、10年後を見据えるという形で、農業法人などの活動組織づくり、また、地域の将来プランの策定をそれぞれ支援していくということを立ち上げていくということです。これらがどう進むか。といったメニューになるといわれています。県がやるこの事業の推進チーム、これには当然市も参画することになっておりますので、これらのところでどういうプラン等が描けていけるか、体制がつかれるかということがあると思います。

加えて、おとといの新聞をご覧になっていると思いますが、小千谷市さんとか山古志の皆さん等が、国に向かっていろいろな声を、声高に働きかけてきた養鯉業です。鯉、これの農業振興地域等々での活用というのが緩和されてくるという動きになりました。これは一大運動

を展開していたわけですし、親しくもさせてもらっている若いその地域の某県議さんは、これは本当に命がけのような気持ちで頑張っておられましたが、ようやくそういうふうになってきた。私も議員になる前の時代からいろいろ関係があって、中山間地域で養鯉業、これは認められないのです。非常に厳しい枠がある。

しかしながら、我々が実感的に思うのは、水をためておくという機能も含めながら昔は鯉で除草していたというのを、私はやったことはないけれども、昔からやってきたという経緯もある。しかし、制度に乗っかっていない。そういう問題がクリアされていくこと。これは別に鯉のことだけではありませんが、様々にこれまでのままでいいのかという考え方。それから、少し前までは非常によく言われていた、そういうオーナー制度みたいな、その景観を守ろうという意識の高い皆さんによる、観光も含めた形にもつながるかもしれませんが。こういったものが最近はあまり聞かれなくなってきましたけれども、少しトーンダウンしている。

でも、今、我々がこのブランドを誇る地域であって、景観も含めたそういうすばらしいところで、四季折々の美しさもある中で、今後、観光もちゃんと後ろ支えがある中でやっていくには、いま一度こういったところをきちんとやりながらやるのが大事かなと思うのと、個々の農家さんの個人でやることは制度的にも限界が今あり、なので、やはり法人化の中で平場のところを見てもらう。

加えて、それには中山間地の分を見ることも義務とっては悪いのですけれども、一緒にやるような形でのところに事業を集中化していくということとか、これはあまり中央のところで、机の上の議論では分からない議論ができるのが我々だし、やらなくてはいけない使命があるのが我々ではないかという気がしているので、先ほどの県のことも含めて、こういったことも含めて一緒にそういうプランづくりとか、本気の、対処療法的なものではなくて、これからを見据えたところを議論していければいいなと思って、非常に関心を持っているところであります。

3つ目のところであります。農地集積に向けての提供者の支援、これは先ほど議員がお話しされたとおり、過渡期的なところをつなぐための集積事業、これが将来的には恐らくいい条件から段々と減らしていくという、こういうことは必ずやるわけです。しかし、それでいいのかという思いがやはり当然あります。

現在、農地提供者にはいわゆる議員がお話になった機械——例えば集積協力金交付金事業とかを活用してとか、経営を転換する農業者とか、リタイアする農業者に対して、面積規模に応じたいろいろなそういう協力金とか、こういうことを交付することによって支援を行っているという状況です。

この制度が令和5年度までの事業となっていると、間もなくなのです。そして、令和4年度からの取組に対しては、地域集積協力金という、いわゆる、一定以上の農地を農地中間管理機構に貸し付けた地域等に対して協力金を支払う制度ということと、一体的に取り組む場合のみということに——逆に言うと制度が、やるほうにしてみれば狭められるということ

すから——が交付対象になっていますので、農地の提供者への支援策である経営転換協力金の対象者は減っていくと予測しています。

この事業以外では、農地提供者への支援策がないのが現状、こういうところが問題になると思います。新たな支援策などが当然、今のそういう苦しい状況というのは伝わっていますし、我々もいろいろなところでそういう発言をしていますので、これらがどういうふうに酌み上げられてやっていくのか。こういったことは国、県も含めてそういうことになりますので、やっていきたい。新しいものが創設された場合はいち早く農業者の皆さん等々、法人も含め、こういうことをお知らせしていきたいと考えています。

4つ目の最後のところですが、小中規模農業者、あとは新規就農者への支援強化、これは阿部議員が大きなテーマとしてずっと継続して問題視されているところではありますが、はっきり申し上げて国や県の制度は、法人または大規模農家への支援が手厚くて、小中規模の農業者への支援策が少ない。これが現状だと思います。

加えて、多分、前の質問のときにもあった、ちゃんとそれが手を挙げているのに履行されたか、ちゃんと採択されてやったかということをよく関心をお持ちですが、誠にあのとおりでありまして、ハードルが高い、そういう問題があると思います。

市の農業再生協議会、これは経営規模の大小にかかわらず、例えば酒米の助成とか、こういったものまでも今徐々に広まってきていますが、農産物ブランド力の強化、こういったものへの助成は先ほど言ったとおり、経営規模の大小にかかわらず行っているということです。これからも小中規模であるそういう農業者の皆さんへは、市にとっても重要な担い手であると考えておりますので、引き続き市の再生協議会では、第一に助成事業を継続し、第二に国や県に対して小中規模の農業者の皆さんへの支援強化を強く訴えてまいりたいと考えております。

最後になりますが、新規就農者への支援です。自らが農業経営を行うものに対して農業次世代人材投資資金、これは経営開始型といわれるものや、就農前に先進農家などで研修を受ける場合には、同じく準備型——直接的な支援のほかにも機械や施設整備への補助、または融資資金制度などが用意されています。その支援を受けるためには要件がありますが、この要件のハードルが高ければそういうハザードになりますので、そういったところです。年2回ほど開催していますが、南魚沼地域農業振興協議会担い手部会というのがあります。これは新潟県そして南魚沼市、それからJAで構成されているものでありますけれども、ここの就農相談会等でも丁寧に説明させていただいていますが、これからも引き続きそういう旨でやっていきたい。

加えて、先ほど言った制度の改め、実態に即したもの、将来を見据えたもの、こういったものに提言も含め一緒に取り組むという姿勢を持ちながら市は取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副 議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

それでは、1点目から再質問させていただきます。なかなか農業をやるといふこと、市単独で事業をやるといふことは本当にそれこそ大変だと私はずっと思っています。そういった以前は生産調整がありながら、それに協力してこななければそういった国、県の助成を頂くといふことは大変だったと思っています。今回の500ヘクタール減少しろといふ中で、私も渋々協力はします。今回はします。また、地域の皆さん方も仕方ないなど、もうこれ以上はとて無理だといふのが実態です。これが来年、またさらにこれが増えたなんてことになると、それこそもうやる人がいないのではないかと、私は今年は何とか頑張っとういふ行政のといふか、加工米や何かやっていかなければならないといふ見方でありますから、します。

ただ、私が残念なのは、3月3日の新聞に農林水産省が全国の作付をどうしますかといふアンケート調査を——市長も当然知っていると思えますけれども、28都道府県が現状維持なのです。そして減反はやむを得ないといふのが19県。それも新潟県、北海道はやむを得なし、あとの東北辺りは割かし現状維持、九州から向こうの西日本のほとんどは現状維持なのです。南魚沼産が、よく視察に行っても、「米どころは新潟県に行ってもありますけれども、やはり南魚沼産コシヒカリが一番ですね」と最初に言われるのはそこなのです。ですが、そういった実態の中で米がなかなか思うように作れないといふことは、本当に正直言って残念であります。

いずれは、競争ですから、もう競争に入ってきますから、これはやはり、ただ国、県の言いなりばかりといふことは失礼ですけれども、何らかの形でしていかなければ無理があるのではないかと私は感じておりますけれども、その点についてもう一点聞かせてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 農業政策について

南魚沼市長として、いろいろなところに農政の関係する要望といふのもいっぱい行きます。近くでは金沢の北陸農政局、そして農林水産省にも直接伺います。当然、財源を持っている財務省もセットになるのですけれども、ここで言われていることは看過できないといふか、これはほかのところは現状維持といふ話がありました。新潟県は狙い打ちされている感があるのです。というのは、稲作に一辺倒になり過ぎている。全体ですよ、全体の中身では。加えてここは特にそうです。なので、はっきり言うと、聞く耳を持ってもらえないかと思うぐらいの勢いなのです。もっと園芸をやりなさいと。県知事もいろいろな発言を、私もずっとつぶさに見ていますが、やはり園芸にある程度シフトしていかなければならないと。そして加えて、それは収入増になるための、そういうことを言っています。

なので、昔、減反に協力してきた我々として、減反政策に反対してみたいなイメージでやればできますが、そういう状況ではないでしょうと。一方では、米を作りたいという気持ちもあります。基本的にはそのプライドもあるけれども、収益も上げたいといふことがあるからそう言っているわけなので、これをいかにソフトランディング的といふかを、当地としては、そういう意味で園芸にきちんと切り替えていくこと。あとは、園芸をやりなさいとい

うことは、面積部分と量で言っているのだと思うのです、国策は。しかしながら、先ほど言った我々の地域特有の需要に見合った供給、米生産という点とも少しずれがあると私は思うので、例えば今、そういったところに行って、できないと思うけれども、こういうことを考えたから、今の美田というか農地はきちんと、米の農地は残しつつ園芸に転作する、違う一—要するに場所をそこでできた場合には、そういうものもカウントしてもらえるのかとかという議論をしたりもしているのですけれども、なかなか前に行かないなというところではあります。

ただ、今言っていることはどこか確信めいたところを、私は肝であると思っていまして、そういったことをきちんと発信しながら、そして検討に加えていただくとか、制度のなるべく実現化を進めていくということが、例えば市としての一つの在り方ではないかと考えています。そういうところを考えないと難しい。そこに加えて、園芸というものが地産地消型でもあったりということも含めて同時に進行していくということしか、ちょっとなかなか難しいのではなかろうかと思えます。

○副 議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

市長の言われることは十分私も理解しているつもりであります。私も正直なところ、果たして米以外に何ができるかということで、時々スキー場のほうへ、見に行きますが、試験的にアスパラを作ったのです。5 畝ぐらい、ほとんど駄目。最初はそういう、結構育っているのですけれども、段々枯れてきて、何を作ったってなかなか——これは知識がなかったりそういう努力が足りないせいもありますけれども、なかなかこの地域に園芸作物ということは厳しいと。作っている方もいます。いますけれども、全体的に見て厳しいなど、私は自分でやりながらそういうふう感じていました。なかなか野菜を作っても無理だと。

そして、先ほど市長は、南魚沼市の米の 40 万から 45 万俵というお話が、確かに前市長がそれを 40 万人に売ればいいのかということをよく言われていて、本当にそうしていただければありがたいと思っています。なかなか現実的には確かに厳しい中だと思えます。同じような質問を繰り返して失礼だと思えますけれども、やはり何らかの形でこの 40 万俵一段々少なくなってくるとは思います。やはり大規模になったり担い手不足になってくると、そんなに今までみたいに個人的に手厚く農業をやっているよりも、大きくなればなるほど手が回らなかったり、少なくなったりしてきます。

私も 20 町歩やっていますけれども、平均 8 俵はいきません。基本単価は 511 キログラムですか、510 キログラムになっていますけれども、とてもではないが、広くなればなるほど目が届きませんし、また、よそから来てもそんなに私は——ですから、やはりこの地域で育った米をトン数にすると 2,400 から 2,700 トンだそうです、このあれになりますと。何とか南魚沼産コシヒカリが日本一のブランド米として継続できるように、やはり行政のほうもしっかりと声かけていただければと思っていますが、その点についてもう一度、もし何か付け加えることがありましたら、答弁いただければと思います。なければ、次、2 番目になりますけれども、もし答弁がありましたら。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 農業政策について

一生懸命そういうふうに取り組みたいと思いますし、イメージアップも含めいろいろやってみたいと思います。もう一つは、今、新型コロナウイルス感染症の状況、第3波の状況でストップしていて、皆さんにこういうことをやりますよと、多分、約束めいたことで言っていた、自分もセールスマンとしていろいろ行きます、ということの中に、例えば雪恋の宿泊のもので、いろいろなところで姉妹都市の皆さんのところに行きたいとか、いろいろ言っていたではないですか。今はストップしています。時期的に今やってもちょっと難しい。しかし、頃合いを図っています。必ずやりたいと思いますし、そこに支援策の次の策をくっつけて持っていけるのかとか、いろいろ考えなければいけません。

この中には、例えばさいたま市、私どもの姉妹都市です、100万人。江戸川区、様々あります。商売の盛んな渋谷区、学校も学校給食も含めて我々の比較にならない。そういったことも含めて、我々は果たして、大変だ、大変だと言っているけれども、本当にやっているかという思い。私が一番ですよ。そういうことを含めていろいろな手はある。

そして、観光でこれだけお客さんに来てもらっているのです。100万人を超えるお客さんが——少なくともそれ以上なのですけれども、来ていて、その皆さんに、ではそのご家庭とつなぐところまでやってきたか。個々でやってきた経緯はあるのです。民宿さんとか、そういう皆さんは本当にやってきた。うちもそうでした。そのうちの1軒の1年分は全部うちがまかっていた。そういう個々のお客さんはいる。しかし、これをもっと拡大して本当にやれるのか。

そして、首都圏の皆さんでいえば、首都圏会もたくさんの会員がいます。実は第1次世代の人が今中心で一生懸命やっていますが、第2世代の人たちも出始めている。第3世代も出てきているのです、お孫さんとかが。この皆さんの広がりというのは大きい。そして、この地域に対する郷愁感や、何かどこか親近感がある。その皆さんも拾いながらいく。いろいろな努力の仕方があるだろうと思います。それと、先ほど言った国策を含めた大きな意味の需要と、そして見合ったというところまではいかないかもしれませんが、少なくともそういうこともやりながら。加えて園芸も、できないというばかりではなく、小澤農場のようにあれだけのことをやっている、評価されている事例も出て、当然そういう団体もある。いろいろなことを考えていくべきではないかと思います。

○副 議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

分かりました。1番目の質問は終わります。

2番目の中山間地耕作者の支援ということでありまして。先ほど市長からいろいろ答弁いただきましたが、私はとにかく耕作をしている方を応援してくれ、そういうことなのです。耕作しているその地域ではなくて、耕作をしている方に。

今、耕作をしている方は、大体、中間管理機構だと10年は契約します。契約してからもう

大分、大体話を聞くと5年以上、六、七年ぐらいたって、あと三、四年たつと……。段々それから、最初借りたときからと違って、平地の耕作者がどんどん離れていく。先ほど市長が言いましたように、段々場所のいいところに移りますから、中山間地域は段々置いてきぼりになるのです。そのためにやはり耕作している方をきちんと守っていくと。先ほどの答弁の中では耕作者の答弁が少し聞かれなかったよう気がするのですが、それについてもう少し聞かせてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 農業政策について

そうですね、先ほど私の答弁はどちらかというと、農地提供者側の話がちょっと強かったのかなと、私の答弁は……（「2番目」と叫ぶ者あり）2番目ですよね、2番目か——ちょっといろいろ前後してごめんなさい。中山間地を守る意味ではやはり、私も山田が中心の生い立ちなのです、農業をやっていたけれども。平場に出てきましたが、段々と。やはり大変なところからやめていくというのは、身をもってやってしまったというか、あります。

でも、その頃からやはり当時の農業者の皆さんと、こういったところは茂男、これからこうなるぞ、ああなるぞという話をずっと聞かされていた。やはりどこに手厚くやらなければいけないかということについては、議員がお話されているように、中山間地の今のいろいろな制度はありますが、これでは足りないという実感だと思いますし、そこを支援せよということだと思うのです。そのところはやはりよく考えていかなければならないと思います。機械の大きさなんか違うし、機械を大きくすれば中山間地のあの狭い田んぼに入れなにか、大体道も狭いですし。私そこで落っこちたこともあるわけですが、事故を起こしたこともあるのですけれども。そういうことも含めて、しかしながら、景観の問題。

ただ、農業の問題だけで捉えていると駄目な視点もあるかと思うので、地域を守るというか、多面的機能とかあるのですけれども、中山間地というのは生活圏というか、田舎を守るというか、そういう面が大きいので、ちょっといろいろな方策を考えなければならないのだらうなということはテーマとしては考えています。すっきりした答えができなくて申し訳ありませんが、支援をしていくということは一致している意見だと思います。まだ、具体的にこれからどうするかということです。

○副 議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

もちろん支援していかなければならないと思います。私はせっかく中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金、また、環境型の農業、いろいろなこういった制度が、ちゃんと国、県から——国の支払いがあるのです。決して市の持ち出しを乞うということではなくて、そういった制度がありながら、こういった耕作者のところに果たしてこれが活用されているのかということなのです。している集落もあるのです。ちゃんとこうやって来て、集落には面積で幾ら来ますよと。だけれども、耕作者に果たして支払われているか、支払われていないか、そこが問題なのです。

決して市から——もちろんそういった、そういうことがやはり行政がちゃんと、特に中山間地、これからいろいろな方がまた入って、こういった方が、やはりなかなかよそから来た方は、なかなか遠慮もするという形で、あまり言いたいことも言われなかったりして、気を使って農業をやっています。市長だっらずと長年、よその集落へ来てやっているのは分かりますし、同じ、十分分かっていると思います。

そういったところには、本当に——朝暗いうちから来てちゃんと地域に迷惑をかけないように、そしてできるだけ早く田んぼの水の管理をしているのが実態なのです。ですから、耕作している方に手厚い、そういった制度がありながら、それをやはりきちんとやると。そこをやはりしていただきたいという、調査をしてちゃんとやっていただきたいと、そういう思いでありますけれども、もう一度お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 農業政策について

ありがとうございます。要するに制度があるのにちゃんとやっているかということですね。これについては、ちょっと担当の部長もしくは課長に答えてもらいます。気持ちはよく分かりました。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 農業政策について

阿部議員のおっしゃることは、中山間地の直接支払金が、その協定にあって、地権者なのか、耕作者にお金が分配されるかということだと思いますけれども、そこにつきましても、やはりどちらか片方にしか分配金は出ませんので、協定の中で地権者がそれを受け取るのか。また、耕作してくれる生産組合等が受け取るかというのは、協定内で協議していただいて、例えばどうしてもどこも受け手がなくて、受けてもらっている人には協定の中で耕作者に分配する。もしくは耕作者が農地を広げたくてそこに入っている方には地権者の方に行くというのは、あくまでもやはり協定の中でしていただくしかありません。行政のほうからどちらに支払ってくださいますかということ、ちょっと言いづらい部分がございます。

以上です。

○副 議 長 22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

大変ありがとうございました。ぜひそのようにひとつ、よろしく願いいたします。

続いて、今度は3番目の農地集積になります。なかなかこの集積も非常に先ほど市長が言われたように、段々厳しい状況になってきています。私たちは1月20日に農業委員会と農林課の皆さんが中心になって、上田地域で農業者、認定農業者を集めて、一堂に会議をしたことがあるのです。今までやったこともないことを。上田地域の皆さんがどんな人が来て農業をやっているかということは、なかなか全然、同じ上田でも第一上田、第二上田だったりして分からないのです。こういった農業をやっている方が一堂に集まって、全員は参加できなかったけれども、大体8割方みんな集まって、おまえここで農業をやっているのか、こうか

ということで、いろいろいい話合いが私はできたと思っています。また、参加した農家の皆さん方も本当に喜んでいました。

そういったことで、お互いにやはり助け合って集積を図っていくということも一番大事だということ認識したわけであります。こういった会議を、地域ごとでもありますけれども、やはりそういったことをやることによって、また農業の集積——みんな集積といっても段々自分の作っているところを集めていくということは、あっちこっちではなくて、集めていくことも私は大切ではないかと思っています。そういったやはり会議をとにかく開いていくと。本当にいいことだと思っています。そういうことについて市長、話を進めていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 農業政策について

ちょうどタイムリーだったというか、私、農業の青年の皆さんともちょっといろいろ集まることや聞いたりすることを、なるべくと思ってやっていますのですけれども、まさにそういうことで、集積機構があるのにやはりそうなのかと思ったのが、今言われているとおりで、だから顔が見えなくて。今、法人化になっていると、その代表のよく知っている顔の人ではない、若い人たちも来たりして水を見たり、草を刈っていると、全く分からないというのをよく聞くし、そこに行って耕作している人たちから話を聞くと、本当はあそこのところとここを交換してこうやってやれば、我々はもっとすごくいいのになという話だけれども、なかなかできなくて、市長、そういうのを一生懸命やってくれないかという話も聞くのです。

なので、言われてすごく分かります。上田の地区ではそういうことを一堂に会してやった。これはすごくいいなと思うし、なかなかそれを——小さいところでやれるところはあると思いますが、結構田んぼは今、ここだけやっているわけではなくて、いっぱいやっている人たちにすると飛び地ですね、水見に3時間もかかるとか、そういう状況なわけなので、非常にいいことだと思います。私としてはそういうことをやはりいろいろ、農協さんも含めいろいろな方々と一緒にやるべきだと思いましたが、担当の部長や課長のほうはどう思っているか、ちょっと答えてもらうことにします。いいと思います、すごく。

○副 議 長 農林課長。

○農林課長 1 農業政策について

今回は人・農地プランの実質化のためということで話合いをさせていただきました。大変いいことだと思いますし、いろいろな意見を伺った中で、また人・農地プランのほうも進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 1 農業政策について

またいろいろ大変でありましょうけれども、ぜひそういった会議を開いていただいて、とにかく地域みんながやはり顔が分かるような農業をしていかなければならない。私はいろいろなところに出ていますから、農協やどこでも出ていますから分かりますけれども、一般

の方は分かりませんから、ぜひそういったのを進めてください。

4 番目でございます。就農の支援強化で、これはもう市長が言われたとおりで、ぜひやって、力を入れていただければと。せっかくあれだけのポスターを使ったり、動画を使って、もう全国的に有名なぐらいになっているのです。ですから、若い方が南魚沼市の農業をまたさらに求めてくるということを、県の農林振興部の方も期待しているみたいです。そういったことを、やはり来た人の信頼を裏切らないようにやっていく中で、ちゃんと育てていく。しっかりとそれをしていただきたいということで、これはお願いになるのですが、当然でありましょうけれども、それをひとつお願いいたします。

2 防災士の養成について

続きまして、次の質問に入らせていただきます。防災士の養成についてということでございます。最近、本当に全国至るところに大きな災害があります。ちょうど3月11日になりますと、東日本大震災。それこそ10年たちます。今、ニュースや動画で10年前の津波の状況をよくやっていますけれども、本当に大変な、10年たって大分、それこそ行方不明者がまだ2,527人もいるのだそうです。そういった被災された皆さん方は、まだ本当に大変な思いをしているとよく報道されております。

南魚沼市も、それこそ今年は12月16日から降った雪で高速道路が止まり、交通止めになったということで一躍、NHKやテレビの放送で、もう南魚沼市は大雪でということは連日放送されておりました。そうした中で、南魚沼市でもこの雪の中で今年も死傷者が出ました。初日の11番議員の一般質問の中でもありましたけれども、私の地域でもたまたま2人の方が亡くなったり、そして屋根から落ちて重症の方もいます。本当に災害というものはいつどこでなるか分かりません。

そうした中で防災士でございますが、現在、自助・共助・協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されております。防災士というのはあまり聞き慣れないことではありますが、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人です。各市町村も力を入れておりますが、現在、全国で20万4,000人が認証されているということであります。県内でも13市町村が防災士養成に取り組んでおります。全国で大きな災害が毎年発生している中で当市においても、先ほど言われましたように夏の自然災害が多く発生している中、地域防災力の向上を図っていくためにも人材育成を進めていくべきではないかと考えますが、市長の答弁をよろしく申し上げます。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 防災士の養成について

それでは、阿部議員の2つ目の大項目、防災士の養成についてのご質問です。自助・共助の話が出て、次に公助がという流れがありますが、自助・共助を原則とした行政区の皆さんの活躍、また特にそこで組織してもらっている、うちの市の特筆すべき状況は、自主防災組織の組織率だと思います、ほぼ100%。加茂市はなかったのです。今は始められています。加茂市を批判しているわけではないですが、そういうふうに全部がそうではないわけです。そ

ういう中で必要な知識や技能を持って、地域の様々な場面で防災力の向上に寄与していただけるようなそういう防災士。これを地域の防災リーダーとして、もし活用できるとすれば、大変有効な手段だと思います。

以前、永井議員も防災士の話で積極的に一般質問をされたのを覚えています。今、議員がちょっとお話しされましたけれども、聞いている方が分からない場合もあるので、少しだけ、1分ぐらいちょっと防災士について話をします。

まずは防災士の資格を取得する一般的な方法ですが、防災士研修センターまたは中越防災安全推進機構が開催する防災士養成研修講座を受講して試験に合格した場合、日本防災士機構の認証登録を受ける。これが、今ほど議員が20万4,000人いらっしゃると言ったことだと思うのです。資格を取るには6万円かかります。大体と言われています。あくまでも個人の資格なのです。ここもポイントのところだと思います。

恐らく以前の永井議員とのやり取りの中でも、そのところが大きなテーマだったと思います。個人の取得、それと我々が求めたい公助・共助の部分で活躍いただくというところの部分はどうやってみるかということ。広く一般的にそういう知識のある人が市民の中にいっばい増えれば、それはすなわち安心・安全の担保であるという考え方もありますが、我々が求めたいのもそれもあります。やはり活躍をいただくということでない、制度設計的には難しいのだろうと思います。

今ほど議員がお話しいただいたように、うちの新潟県の場合だと、13市町村が取るための助成をしています。ただ、やはり私が鑑みる中では防災士の今ほど言った自助・共助の部分の活躍してもらって、そういう制度の確立がなかなかまだどこも難しいのではないかと思います。一生懸命やっているところがもしあれば、きちんとまた研究、調査もしてやりたいと思います。

基本的には非常にそういう意識を持った方が増えていくということは、まずはうれしいわけであって、なので、例えば市がそれに向かって養成をするという場合にも、段階もあるかなど。広く皆さん取りましょ、なので、受けやすいためにこういう制度をつくりましたという段階と、自助・共助のために活躍いただく場合、例えばですけれども、勝手なことを言って申し訳ありませんが、私も消防団員でありました。長く務めさせてもらいましたが、そういったときにこういう制度があつたら、例えば意気を感じる若い時代にこういったものを取得するために――それにはさっき言ったように一段階のベースの制度よりも手厚くやるとか、そして活躍もしていただくということも含めて考えないと、ただ単に養成という話をしても、13市町村がやっているから、うちがやっていないからやれということだけでも駄目だと私は考えております。

以上でございます。

○副 議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 2 防災士の養成について

ありがとうございました。先ほど市長が言われましたように、新潟県では13市町村。調べ

てみましたら特に柏崎市に上越市は本当に真剣な、原子力があるということで。そういった柏崎市や上越市では講師を呼んで、そして講習会を年に何回かやっているのです。こういった防災士になりたいという方もいます。やはりそういったことをつけて——なかなか東京へ個人的に行くと2日間かかって、何だかんだとって10万円近くかかるのだそうです。

ですから、市で養成講座を開きますよと、建設業界では事業関係者であろうが、興味のある方は受けて、そして少しでも防災力を高めていくことも、私は一番大切だと思うのです。そのためにやはりここで市がちゃんと養成講座の講習会をしますということを、きちんと市民にアピールして開いていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 防災士の養成について

そこまでのところはまだ庁内で話し合いをしているわけではございませんが、例えば救命の講習会とかいろいろあります。こういったものも併せ持ってやっていくのか、これは防災訓練等もやって一生懸命やるという話だけでは困りますので、これは十分ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○副 議 長 22番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 終わります。

○副 議 長 以上で、阿部久夫君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を10時45分とします。

[午前10時30分]

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時45分]

○副 議 長 質問順位13番、議席番号1番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、わざわざ傍聴に来ていただき誠にありがとうございます。

10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

今回は、10年先を見据えた克雪ということをテーマに質問させていただきます。10年先を見据えてということでもかなり、ちょっと大げさになったかと思われるかもしれませんが、今年の雪を見て、今後10年、10年先に同じような雪が降ったときに、今回は何とか対応できましたけれども、また対応できるかどうか。その点を、私の視点や意見を市のほうに聞いていただきまして、また、市のほうには市での視点や意見があると思っておりますので、それを併せた中で建設的な議論になるように頑張っていきたいと思っております。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。1番目、市道除雪の現状と今後の方策について、お聞かせ願います。2番目、住宅除雪援助の現状と今後の方策について、聞かせていただきます。

壇上からは以上とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○副 議 長 大平剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、大平議員のご質問に答えさせていただきます。

10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

10年先を見据えて除雪・克雪の方策をということでもあります。2点のうちの1点目、市道除雪の現状と今後の方策であります。

現在、市道除雪の計画では、約289キロメートルを機械除雪による確保路線としておりまして、市からの貸与車両、または委託車両を含めて全部で119台の体制で除雪に当たっています。今冬は本当に大変でした。除雪企業体に登録しているオペレーターの皆さんの数は、市内4企業体の合計ですけれども279人おりますが、そのうち女性オペレーター——これは残念ながら市道の企業体には登録されていないということです。ちょっと残念なのですけれども。ただ、県道、国道それからNEXCOにはいっぱいいるという話をよくしていますが、そういう状況です。

建設業界では、今、週休二日制の推進、また女性が働きやすいそういう環境の整備、イメージアップ、職場環境の改善を図るなど様々、若い皆さんや女性の皆さんへの就業機会の拡大に向けて取り組んでおられる。本当に努力されていると思います。

市としても、国や県をはじめ、建設業界の皆さんとの連携で、地域における建設業の重要性、また意義を発信し続けていると思っています。10年先もこの体制が取り組まれていなければならないということも含めて思っています。

一つとしては、細かく言いませんが、除雪の出動式。これはちょっと手前みそですけれども発案者として、本当にこれをNEXCOさん、国土交通省、新潟県、湯沢町さんも含め、本当にご理解いただいて一緒にやろうということになりまして、2回目が行われて、非常にいい感じになってきました。

加えて、ここに例のニイガタ除雪の達人選手権が加わってきたということで、子供たちも除雪についての理解というか、そういうことを知る。そして誇りにも思ってもらう。また、働いているお父さんを応援する声が、あの時、会場にあふれていました。奥さんもうれしそうに見守っていました、普段見たことない自分の旦那さんやお父さんの姿を見てですね。こういったことを含めて非常によかったと思います。140人の子供たちが招待をされました。有効だったと思っています。これからも続けなければいけないなと思います。こういったことを一つ一つではないかなと、まずは思いとしてはあります。

安定的な除雪体制の方策ということではありますが、これも国や県と共通の課題であると考えています。例えば、待機料を含めた除雪経費の積算などについても、いろいろなことがあるかと思えます。全体でやっていくことかなと思っています。市道だけが管理されているわけではありませんし、例えばいい例は今回のNEXCOさんの大雪の中での、少し私は、大変不満もありましたけれども、それで終わってしまってはならない。そこにこれからどうやって対応していくかということも含めて、今回いろいろな意味で幅広く多くの問題共有をして、次は二度と起こさないということも含めてやっていく。これらも含めて連携だと思っ

ています。

2つ目の点であります。住宅除雪援助の現状と今後の方策ということですが、まずは今回、特に3月定例会では一般質問、除雪のことが多く出ています。市が住宅除雪援助として単独費で実施をしています、南魚沼市高齢者及び必要配慮世帯住宅除雪援助事業の現状について、若干ちょっと触れたいと思いますが、ここ数年は災害級の大雪がなかった、ここ数年ですね。除雪が間に合わず屋根が破損するといったケースはなかなか見られませんでした、今年の冬の集中降雪のちょっと特異な形で降る、そうだと思います。これは除雪の業者がまずは間に合わない。頼んでも当然間に合わないということです。

加えて、屋根が破損したという報告は、共済さんの担当の皆さんの話を聞いても、比較にならないくらい今回はすごく多くてという話も聞いています。それに保険をかけておられなかった方も当然いると思いますし、いろいろあるかと思えます。どこに頼めばいいかわからないとか、そして断られたということもいっぱい聞かされました。こうしたケースも含め、担当職員、市のほうも民生委員の皆さんとの連携や、各行政区長さんとの連携も含めて、様々に取り組んだところであります。

これらが10年後先、一体どうなっているだろうかということを考えたときに、まず第一には、やはり建設業の皆さんのその地域を守るという大きな中に、建設そのものの事業の展開もあります、加えて、地域を守るという観点のこの大雪からのということは、非常に大きなテーマだと思っています。これに一生懸命我々も取り組んでまいりたいと考えているところであります。再質問があるかと思しますので、1回目の答弁は以上にします。

以上です。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

再質問させていただきたいと思えます。市長が今おっしゃった女性オペレーターの件なのですけれども、私も以前、3年前に質問したときもそういう話が出て、現状はなかなか市道のほうはできていないと。そのときも申し上げましたが、恐らく環境整備のほうはまだなかなか進まないのかと思えます。市道の基地や何やらも男女別にしなければいけませんし、当然、環境といえば基地だけではなくて、市長もおっしゃいましたけれども、例えばある意味ではセクハラとか、そういう問題に対する意識等も全部変えていかなければ、なかなか女性の方が入っていただくのは無理なことだと思います。

市のほうとしても何かそれを増やすための方策というのは、本来は業者さんがメインでやるべきなのですけれども、ただ、なかなか今後10年を考えたときに、それだけを言っている状態もありますので、市のほうで何か方策を打っていただけるものがありましたら、ぜひ、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

私の言葉が足りないところがあって、いや、そうではないということがあれば、担当者の

ほうにすぐ手を挙げてもらうことにしますが、今はないのではないかと思います。具体的な、例えばそういうことを支援するための制度とか、そういうものはないと思います。が、先ほど言った除雪の出動式等々、これには女性オペレーターの皆さんも加わったりしていますし、当然そこをクローズアップというか、イメージアップの話も含めて自分もしてきたつもりで、これは市道を管理する企業体の皆さんも十分聞いていて、新しい方向性としては取り組まなければならないという声も聞こえてきています。

加えて、若い人の採用も含めて、ニイガタ除雪の達人選手権とか、非常に喜んでいました、選手権に優勝して。あれは市道企業体が優勝したのです。これはもう次の日にはトロフィーを持ってきてくれて、普段だと少しきりっとしてちょっといかついさもある、そういうオペレーターの皆さんがもう愛想を、顔を崩して楽しそうに話していました。こういったことも含めて、制度ベースだけではない、いろいろな取り組み方もあるのでという思いもあるし、加えて、これはやはり基本的には業者の皆さんに頑張ってもらおうということですが、そういう方向性で頑張ってもらいたいということを、やはり高めていくということではないかと私は思っています。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

ちょっと話がずれるかもしれませんが、優勝したオペレーターと私も知り合いでして、それを見たとき私も大変うれしく思ったものです。

話は一旦、女性オペレーターのほうに戻るのですけれども、実際になかなか難しいと思います。2つ、私はやり方があると思うのです。1つは、実際に基地を整備するとか、どのくらいかかるかというのを試算してもらって、そのうちどのくらいを市が持てるかということを中心に企業体と話し合う。それで、企業体のほうでこれだけ負担してくれば市のほうでこれだけ負担できるという、もう明確な、具体的な話合いをやるか。

もう一つ、これは、こういう質問をしているときにこういうのはちょっとどうかと自分でも思うのですけれども、視点を変えてみて、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、市には市道、県道、国道、高速道路、ほかにも私道とかあるわけですけれども、そういう全体の中で見た場合、例えばですけれども、高速道路、国道、県道で女性オペレーターが集まっているのだったら、あえて市道では特別に集めるということではなくて、全体の中で女性オペレーターの方の活躍する場があれば、市道ではあえてそういうことをする必要がないという考え方もできると思うのです。

だから、2通りぐらい私はやり方があると思うので、これを今後ちょっと——どういう方向性にするか。全体のを、私も正直把握し切れていないのです、4道路のものとなると。そこをきちんと把握なされて、その上でその中でどうやって方策を取っていくかというのは、考えるべきだと私はそういうふうに思うのですけれども、この辺の考え方、何かありましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

なかなか担当の皆さんも答えにくいかなと思うので、わたしがでは。

なるほどと思って聞いています。2つあるということです。一番は、一緒に連れになって一緒にやってやるということは大事だと思うのです。ほかの業態もそうですね。たった一人でその業界に入るとするのは、非常になかなか、長続きするかどうかということを含めて難しい問題もあるので、議員がお話になった後段のほうに近いのかな。というのは、やはり市道を管理する企業体はあまり大きいところではなくて、企業体の数が多いです。その中で個々のところに例えば1人ずつとなった場合には、ちょっとハードルが高いのではないかという思いがあります。

決してでも、1点目のどこかに場所をつくってということも、話として捨てるわけでもなく、2つ目のお話のところも、そこは駄目だというわけでもなく、やはりいろいろ業界の皆さんと話し合っただけでやるべきかと思えます。今のところはそういう答えしか、ちょっとできないかなと思えます。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

分かりました。これはあくまで——ちょっと極端だったかもしれませんが、きちんと市の担当部局と実際にやっている方の中でちょっと話し合っただけで、検討していただければいいと思えます。何せ10年先の問題ですので、先を見据えてということなので、その辺は今後、研究していただければと思えます。

ちょっとオペレーターの収入確保ということで、待機料ということを言われました。確か費用の面に関しては、清塚議員のほうからも質問が出たと思えますけれども、上がる分には正直、私はそれほど心配していません。というのは、上限というのはどれほど大雪であっても実際にやれば、国や県からも補助していただいたりしてお支払いすると思うので、市道の除雪に関して、金が足りなくて払えないということはないと思えます。ただ、問題は下限です。オペレーターの人の最低収入をどう確保するかというのが、多分、今後問題になってくると思えます。

待機料というの、国、県との兼ね合いがありますから、市だけで独自に上げるというのはなかなか難しい。何よりも財政面でいえば、かなり難しい面があると思えます。実際に市民の方からどれだけ理解を得られるかというのもあると思うのです。市長は多分——ある意味、動いていないのに、働いていないのに金が出ているという捉え方もされると思うのです。私はこれは、そういうものではないという思いはあるのですけれども、当然、市民の方から見ればそういう思いもあると思えます。

だから、そのときに本当は——だったら別の何かをしてもらえればいいのですけれども、なかなか除雪という観点だけだと、そういうその他作業というのがなかなか、降らないときはないのです。降っているときはあるのです、山ほど。そこの部分をどういうふうにかかるとかというのが今後の方策になると思えますけれども、市長のほうで何かそういう、市の中

で考え方があったのでしたらちょっと、ひとつお願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

率直に言って、市民の皆さんの中に、雪が降らない状況——例えば今年の冬なんかはいろいろな話を聞きます。やはり業者の皆さんも普段本当に支えているのに、雪が降らなければ稼働しないわけなので、そういったときのちょっと心苦しさというのかな、言葉がちょっと見当たりませんが、そういうことも若干感じておられるところもあると思うのです。

しかしながら、待機料という形でこれまでずっと歴史的には推奨してきています。待機料なんかも新潟県のほうに基準を我々は合わせるような形でやっているかと思います。今年度、今年のことも含めて、いろいろなまた見直しをかけなければいけないという、そういう必要性もあって、待機料算出の基礎となる基本待機時間が246時間から287時間へ変更された。仮にシーズン中の稼働がなかったと——あまり考えられませんが、なかった場合でも、平年並みの稼働時の約43%が支払われる。しかしながら、本当に待機をさせてやっている事業者の皆さん、特には建設業者の皆さんが果たしてそれで大丈夫かということもあると思います。歴史的には待機料ということだけで、恐らくこれに代わる方策というのはなかったと思うのです。

ただ、ここから先は何かお尋ねなので、自分のちょっと思いの部分を語らせてもらうと、一昨年、例えば待機料はあったけれども、その分に加えて、体制をずっと安定的に継続していかなければなりませんから。前に田中議員からも多分お尋ねがあった、例えば、市道とか道の脇の歩道とかの、今大変ああいうところで草が生えたりしている。目地に土があったりする、堆積の土がある、そういうところから生えますが、そういうことを建設業界の皆さんで、安全管理とか様々できるそういう人材の皆さんですので、例えば雪が降らないのであれば、そういったときにきちんと集中的に整備を行うとか、土をちゃんととるとか、目地をきれいにするとか。

加えて言うならば、今、市はというか、私というか、環境の問題で雪冷熱とかの話をしています。具体像がなかなか見えないところがあるかもしれませんが、例えば今後、雪を産業化していく場合に、雪の確保というのが大変な問題になります。いっぱいあるときはいいのですけれども、雪が少ないときも安定的に原資というか、材料である雪を確保しなければならない。こういった場合には逆に言えば、取る雪がなかったらどうするのでしょうかという話があるわけです。安定した産業化ができるかということにもつながるはずだと私は思います。

なので、そういったときには待機ではなくて、あるところから雪を運び込んでいく。その積雪を、雪をためるそういう基地化ということも、一つだけではなくていろいろあるはずだろうと思うし、そういったことに振り向けていく、仕事を創出する。そういうことも含めて、やはり様々あるのではなかろうかと思っています。それが、歴史的には待機料ということしか解決方法が見いだせなかったけれども、新たな方向に向かう何か一歩かなという気がして

なりません、こういったことも含めて新年度、産業化へ向かう雪冷熱の問題については、研究会を立ち上げると明言していますが、いろいろなことをテーマに話し合ってもらいたいと考えているところです。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

大変夢のある話を聞かせてもらったと思います。前段の、建設業が多いので整備等に使うというのは大変いいことだと思います。そういうことできちんと——冬、逆に雪が降っていないからこそできる仕事というのもあると思います。雪が降らないときはそういうことをやるとか、そういうのが大変重要だと思いますし、後段のほうはまだ、そこまでの話は多分、私が聞かせてもらったのは市長の思いだと思うのですね。そういう・・・が、もし思いが実現すれば、これはまた除雪の企業体の人たちの仕事にもなりますし、ぜひ頑張っていたきたいと私は思いました。この点については……。

続いて、オペレーターの確保ということなのですが、若いオペレーターの人がちょっとこれから必要になってくるというのが、多分これはもう市長も私も同じ思いだと思うのです。どうやって確保するかというのが問題なわけで、そうなったときに一番は、最初から資格も持っているし、大体分かっている人が入ってきてくれるのがありがたいのですが、そんな人はなかなかいらっしやらないというのが現状なわけで、当然オペレーターをやるには資格が必要です、大特や大型とか。そういった資格を取るための補助制度をちょっと考えられないかというのがあるのです。

例えば、資格取得のためのお金。自動車学校に通ったりとか、そういったときにその3分の1なりを市が出してやる。その代わり5年間ないし10年間ぐらいは——10年はちょっと長いのですが、5年間、市道除雪のオペレーターとして働いてもらう。そういう縛りをつけて、もし、5年たってその人が辞めるかもしれません。でも、辞めたとしても、少なくとも潜在的なオペレーターが市内に増えるわけです。

もしかしたら、さっきも言いましたように、市道を辞めたからといって、私の知っている人で国道へ行ったりとか、県道へ行ったりとか、NEXCOさんのところへ行ったりとか、そういうこともあり得るわけで、潜在的なオペレーター、除雪機械が動かせる人を市内に増やしていくということも重要だと思うのですが、この点で何かありましたらお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

少し横にそれたみたいなお話に聞こえてしまうかもしれないので、許してもらいたのですが、やはりその地域の持っている大きな課題、特性に向かって、これは国や県の制度があるからだけではなくて、我々はその地域を守り切っていかなければいけない。そういう視点から今回、介護の例えば介護人材確保緊急5か年事業を打ち出したり、その前から言えば、看護師さんの不足がある。そういうことから修学資金制度をつくったりというふうによって

います。そういう意味から、地域をどうしても守っていくという中でやる場合に、建設業界オペレーターというのは、非常に大切な問題である。

これは既に、実は建設業協会から私どもに要望が上がっています。そういうことをやってもらえないかと。これについて検討がなかなか前向きにまだいっていないかもしれませんが、当然、課題として我々は認識しているということでもありますので、これを例えば個々の事業者さんや個々の資格——先ほどの阿部議員との中でも、テーマは同じだと思うのです。個々の防災士と、個々の資格取得という面でどうだろうかということの中で、制度的にはやはり建設業協会の皆さんがまとまって、そこに対して我々がどうするかということが先に立たねばならないのではないかという思いがします。

加えて、もっと広義で言えば、地域を守るという観点の中からは、そういう細かいところだけではなくて、例えば市道管理者の業者さんだけではなくて、地域全体を守るという意味から、もしくは人もこうして会社を移動していくというのが当たり前の世の中になっていくという観点から見れば、そういうもうちょっと許容力のある、この地域においてどこかに行くわけではない人たちだと私は思うので、この地域を守ろうという観点に立てば、そういう制度づくりをしていくことが大事ではないかという気がします。

加えて、建設業協会の中では、県道管理者も国道管理者もいるわけですから、至って当たり前の考え方だろうと思っっているのですけれども、一応そういう要望も上がっている。これらを詰めていくことかなと思います。どうするか。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

ぜひとも検討を重ねていていただきたいと思います。一つに、市長は大きな視点でということでしたけれども、逆にそういう機械が使えるようになれば、自分の住宅のときだって、ある程度のことはできるわけです。そういう人が増えて住宅でやるときに、自分の力で機械を借りてくればできるということが増えれば、これはちょっと 2 番目の質問のほうに関わるのですけれども、住宅除雪援助の際にある程度の方がまたできるかもしれない。

そういう意味で、とにかく除雪は技能職であるとは私は考えます。技能が必要なのです。だから、その技能を持った人を 1 人でも増やすということは大変、防災とかいろいろなものを含めてうちの市にとって重要なことだと思いますので、ぜひ前向きな検討をよろしく願いたいと思います。それでは、市道除雪に関してはここまでにさせていただきたいと思います。

それで、住宅除雪援助のほうに今度はちょっと入らせていただきたいと思います。要するに需要と供給の問題だと私は思っているのです。これからお年寄りが、高齢者の方がどんどん増えていきます。そうなってくると、屋根の除雪というのは大変必要になってくると思います。今まで自分ができたものができなくなるわけです。今度は供給の問題なのです。

供給というと、大抵はうちらみみたいな業者がやったりするのですけれども、1 番議員（当日訂正発言あり）が確か質問のときに、建設業の職人の確保と言っていましたけれども、そ

れもかなりここに関わってくるのです。要するにとび職さんとか、そういう住宅に関わる職人さんが……（何事か叫ぶ者あり）吉田議員、4番議員、失礼、私もちよつと言い方を間違えたかもしれません。ちよつと訂正します。吉田議員が言われたときに、確保と言われたのは、これは住宅のものに関わってくるので、そういう結構とび職さんとか、大工系の職人さんがやっていたら多い方が多いのですけれども、これが減ってきて、しかも今までやってきた人たちが年寄り——失礼、高齢者になってきて、私、実際、今年言われました。「俺、とっても年取り過ぎて自分のところもやれないのに、人の家までできない」と、そういうのが実際にあるのです。

ということになれば、重要と供給のバランスを取るために、まず私は供給のほうから話をさせていただきたいと思います。そういう住宅除雪援助——援助にかかわらず民間も含めてですけれども、まず市としては住宅除雪援助の業者を、それに参加してくれる業者を確保しなければいけないということです。

例えばですけれども、国、県に対して住宅除雪援助をやっているということ、経審の加点に加えてもらうとか、これは確か市道除雪とかに関しては、二市一町の議会議員協議会のほうで国土交通省さんをお願いしたと思うのですけれども、そういうのをやはり市から、こういうことは雪国にとって大切なことだから、ぜひ加点に加えてくれと、そういうお願いとか、陳情していただけないかと思うのですけれども、その点は、市長はどう考えていらっしゃいますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

経審ですね、正式には経営事項審査時の加点です。そういうことに地域の資格を、上にランクを上げるといふ。道路除雪をはじめ、除雪事業を担う人材不足は大きな課題なので、その対策の必要性は本当に感じています。市としても、新潟県特別豪雪地帯市町村協議会の一員として、特別豪雪地帯振興対策に関する要望書というのを一緒になってやっているわけですが、この中に、除雪体制を堅持するため、建設業法における経営事項等評価申請——これが経審と言われているものですが——この加点対象科目に、道路除雪を担う事業者の除雪実績を加えること、を強く要望しています。

議会の皆さんにおかれましても、近隣の湯沢町それから魚沼市の議会の皆さんと合同の協議会があると思いますが、ここで同様の、これは高い点数をもっとつけろということも含め、さらに力を入れて要望いただいていると思います。これらのことに対する思いは一緒であると考えています、議会の皆さんも私どもも。切に感じているところなので、引き続き要望を上げていきたいと考えています。

これらに、例えば自分の市として独自に取り組むとか、様々な事業に対して。これはみんなやっているのに、そういう意味ではちょっと難しいのかなと思いますが、ここを特化できませんので、ほとんどの業者さんは全部、除雪等をやっていますので、そういうこともあります、大きなテーマだと思っています。

以上です。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

分かりました。ぜひ、今後も要望を続けていただきたいと思います。それに加えてなのですけれども、例えば市道除雪やそういった除雪関連のことに、大勢の業者さんが加わっているのですけれども、あえてそういう業者さんを今度、地域貢献地元企業——これは県でやっ
ていらっしゃいますけれども、うちの市でも創設して、その中で市道除雪をやっているのだ、住宅援助をして除雪の援助をしているとか、それも多分、時間当たり何件とか、いろいろ細かいものをつけなければいけないかと思えますけれども、そういう人たちを地域貢献地元企業というふうに認定して、入札制度の中に例えば地域保全型工事を導入してやると。これは、市でも独自でできると思うのですけれども、こういうことを取組をされるお気持ちはあるかどうか、所見をちょっとお伺いしたいと思います。検討できるかどうかです。

○副 議 長 市長。

○市 長 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

ありがとうございます。地域保全型工事です。県が今試行的に実施はしています。ご存じだと思えます。長岡市なんかもそういうことに取り組んでいるということです。平成 27 年からこれはやっ
ていまして、対象とする要件、工事の課題もあることから、南魚沼市やほかのところはなかなか取
り組めないでいる。この近隣市も含めて、ということがあります。

ありますが、ただ、今回の大きな意味の地球温暖化の問題等々あって、この冬はそういう影響だと思
うのです。温暖化の中の集中豪雪、ゲリラ豪雪的なものだと考えているのですけれども、こ
ういう中ではこれからさらに地域の業者の皆さんとの連携、そういう活躍や下支えがな
ければ、地域を守れないという観点が出てくると思えます。

例えばなのですけれども、市民の安心・安全を確保することに直結するような道路やライ
フラインのそういう土木工事とか、入札参加要件を道路除雪等の地域社会に貢献している業
者さんにこれを優先するという事とか、そういうことをやはり我々は考えなければいけ
ないと思っております、十分検討を加えていきたいと考えています。今のところはまだ、我
々はちょっと踏み出せないでいる。

しかし、今冬の状況とか、今ほどテーマになっている、今回議会のほかの議員も含めて、
いろいろな議員が担っている、地域を守るのは我々であるという視点から、こういう制度の
部分にも踏み出すかどうかを考えていかなければならないと思えます。十分検討させてい
だきたい。

○副 議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 10 年先を見据えて除雪・克雪の方策を

なかなか、市長のおっしゃるとおり難しいと思えます。だけれども、ある意味では地域を
守る、地域の企業を優遇するというのは、私は正しいことだと思いますので、ぜひ今後も検
討していただきたいと思います。

供給業者を増やすというところの話で、一番簡単なのは正直これですよ。渡すお金を増やせば、多分、単価を増やせば、業者さん、やってくれる人は増えると思います。だけれども、市の財政的にはそこまで増やせるものだと私は思っていません。だとしたら、やはり今、私が申し上げた2つの案については、正直言ってしまえば、市が予算をそれほど使わなくてもいいというメリットがあると思っています。そういう予算に優しい方策を取っていただくのも、私は今後の市の運営上では大変有用だと思っていますので、ぜひ改めてご検討をお願いしたいと思います。

それでは、需要のほうの話に入りたいと思います。克雪住宅のための補助というのを市でもやっていると思います。そこでやっていて、これはいいことなのですけれども、ただ、うちの市は、落雪型住宅は対象にならない。あと、融雪型の中でも地下水を使った融雪は対象にならないとなっています。恐らく、私も大体理由は想像がつくのですけれども、ただ、これを今後、新築、リフォームについて、また、事務所に関しましては、これは地下水採取規制重点区域内にある事務所しか対象になっていないわけですけれども、今後それ以外の箇所に関しても対象にするとか、その辺のものに補助金をできるかどうか。もしくは、補助金というのはお金がかかって——出さなければいけないので、そのための予算措置がなかなか難しいということになれば、逆に取る税金のほうで軽減するとか、そういう措置が取れないものか。そういうところでちょっと考えがございましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

市では、人力による雪下ろしなどの屋根雪処理に過大な負担と危険の軽減、また、地下水のくみ上げの抑制という観点から、新築やリフォームによる住宅の克雪化に対する助成をまずは行っています。対象となる住宅は、雪の重みに耐えられる耐雪式住宅、それから電気や灯油の熱エネルギーを利用する融雪式住宅があります。いずれも人力による除雪を必要としないことから、転落防止等を図ることができると。また、地下水採取規制重点区域、ここにある事業所につきましても克雪住宅の補助対象となっているということです。

税の減免という話もありました。新築の住宅については、これは克雪住宅であるかないかにかかわらず、新築から3年、もしくは多分5年までの幅があると思いますが、固定資産税の減免の規定が設けられています。克雪住宅リフォームについては、当該する減免規定がなく、該当させることはちょっと困難ではないかと考えています。

そんなことを考えております。なかなか税の面はちょっと難しいと思っています。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

減免は難しいということなのですけれども、ただ、逆に落雪型とか、地下水を使った融雪型の住宅ですか、これは今後、補助金の対象にしていく考えはどうでしょうか。この辺は今後、私はなかなか必要になってくるのではないかと思うのですけれども、検討できるかどうかという点で、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

ご提言いろいろいただく内容については、全部やはり検討していこうという姿勢を持っていますので、私のほうからはいろいろな意味で検討をやってみようということではありますが、これはちょっと担当の部長もしくは課長のほうからちょっと答えてもらいます。いろいろこういうことがあって問題があるとか、現状をきちんと皆さんに認識していただければという思いで答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○副 議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

落雪型の住宅に関してなのですけれども、住宅密集地ですとか、またスペースの関係でなかなか落雪型とできない、そういう地域があったり、また地下水の規制がかかっている地下水採取規制重点区域がございます。そういったことから落雪型の住宅に関しては補助対象としてございません。また、新築につきましても落雪型とそうでない屋根につきまして、今さほど建築費に差が生まれないということから、落雪式の住宅については、補助対象としていないというところでございます。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

要するに、平等性の観点からと、最初の回答は私は思いました。特定の人利益になってしまう、特定の人不利益になってしまうからということだと思ふのです。ただ、実際確かに地下水採取規制重点区域があります、六日町の町なか。でも、正直、井戸を掘れるようになりました、今。そうしたら結構、不動産が動くようになった。これは実際、不動産屋さんから私は聞いています。だから、正直その町場こそ井戸水の融雪というのが非常に有効だというのは私も分かるのです。だけれども、正直な話、今まではそれでよかったかもしれない。この制度をつかってやっていこうと言ったときはそれでよかったのです、ある程度。

だけれども、実際今、10年先を見据えて、落雪型が別に値段が変らないからということではなくて、そうすることによって少なくとも屋根に上って雪下ろしをしなくて済む。ということは、住宅除雪の援助も必要ないという、そういうところが重要だと思っているのです。例えば今議会で、また、清塚議員が今回、さっき阿部議員もおっしゃいましたけれども、屋根に上って落ちて死んだという人もいらっしゃいます。そういうのがなくなってくると。そういうことも重要だと思ふのです。

全体のバランスを見て、つくったときそうだったからではなくて、今現在どうなのだ。10年先はどうなるかということをやっと考えてはいらっしゃると思ふのですけれども、それをもう一回、見つめ直す時期が、私はちょうどこの大雪で来たと思っています。本当に、私が言っていたことが間違っていたほうが、正直いいのです。10年先、「大平がああ言っていたけれども、大したことはなかった、別に何とかなっている」。それが一番いいのですけれども、とても私は現状を見る限り、そうはならないと思っています。だから、そういう観点でもう

一回ちょっと考えていただけないかというのを、切実な私の思いなわけですが、市長の見解がございましたら、お願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

本当に即答はちょっとできませんが、大平議員が言っていると通りの将来というか、そういうふうになっていくと私も本当に思います。先ほどから言っているのは、今現状こうですという話です。これから自分の答弁の前にちょっと触れておきたいのは、今回の落雪式の住宅がリフォームの補助対象にしなかったという理由です。

リフォームの補助金は、多分、平成21年の頃から始められたと。合併後まだ間もない頃なのです。そのとき3つありまして、1つは、六日町地域では、落雪による雪処理のための井戸が設置できない区域があるため対象外にした。まずこれが1点。2つ目、落雪式を対象外としないと、新築のほとんどの案件が補助対象になってしまうために、予算の確保が困難であるとされた点が2点目。3つ目が、市内でも住宅がある程度密集している地域——屋混みの地域です。ここでは敷地の関係で落雪式に改良できない、そういうことの意味の不公平感ということがありまして、旧3町それぞれにいろいろな制度があったものを、ちゃんとやってリフォームをどうやるかといったときの議論の中で、この3つが大きくあった。

しかし今、この中で果たしてどうだろうか。今度は1番目に係る部分については、井戸の規制の緩和、一方で緩和があったわけです。これらも含めて議員もお話ししたと思いますので、一体どうやるか。多分、屋混みの問題はそう簡単に解決しないかもしれませんが、今回、地下水条例の全面改正を行って、ずっと高度な降雪探知機の補助等もやってきました。こういったものが来年度、令和3年度いっぱい一応それを一回はやめにするというのを、方針を発表しましたが——案をかけています。案を皆さんにご審議いただくわけですが、これらも含めていろいろ様変わりもしていると思います。

こういう中で一体どうするべきかということ、やはり検討しなければならない。それは今回の議会は、特に大雪に係る、これからの担い手や将来の引受け手、それからそういう大変な方々が増えてくるということが大きなテーマになっていると思うので、十分これは検討させていただきたいと考えます。当初はそうであったが、これからどう考えるかということについては、共通認識であろうかと思えます。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

本当にこの問題は、地下水も実際に解禁になってかなり掘られたと思うのです。実際、屋混みの地域の人にとってみれば、地下水を使えるというのは本当にありがたいことなのです。ただし、地下水の問題もありますし、全体のバランスをよく見てやっていかなければいけないかと思えます。

そこで、もう一つ提案なのですけれども、南魚沼市みんな住マイル改修補助金は今年も予算の中に上がっていると思うのですけれども、その中で例えば現状、一歩ということで、井

戸工事が今含まれていませんよね。それを含めてみるとか、そういう不満、まず一步、小さなところから一步というわけではないのですけれども、そういうことを考えていかれる、検討していかれるお気持ちがあれば、ちょっとご返答いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

もし、私の答弁で足りないところがあったら、ちょっと打合せはしていませんので、担当の部、課のほうに答えてもらいますが、地下水の問題はなかなかいろいろな意味合いがあって、一方で規制を緩和するという右手があり、片方で全体に規制をかけていくという左手がある。誠に相反するところを一緒になって取り組んでいる。それほど水資源のみんなでの利用というのは難しい問題が、地盤沈下も含めてあるということの中でどこまでできるか。

しかし、今日的課題でリフォームもいろいろな見直しをかけてきました。こういう中で先ほどから言っていて、よく政治に携わる者は、「検討します」ということを軽々しくいつも言うとお叱りを受けるかもしれませんが、十分検討はしてまいりたい。先ほどの井戸の降雪探知機のそういう制度も令和3年度で区切りをつけるというような中からも含めて、様々また変化もあると思うので、いろいろやってみたいと思います。

あとは、高度なまた——お年寄りの人口の増え方にも、いろいろ思いをはせなければならぬのではないかと考えているので、十分検討したいと思います。

担当部のほうは何か——私に任せたそうでありますので、今のことで答弁にしたいと思えます。

○副 議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

ここですぐに答えが出せる問題でもないと思いますが、一応そういうことも段々に検討して、今、市長がおっしゃったように、高齢者の方も段々増えてきます。核家族化のせいで、やはり高齢者の方だけの住宅も増えてきます。そういったところにメスを当てるのも、ある意味まちづくりの中の重要な点だと思えます。

このテーマ、私は今回、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、検討するなんて軽々しく言うてはいけないという中、いろいろと「検討します」という返事を勝ち取れたのは十分、成果かなと思っております。

最後になりますけれども、今議会で私を含めて大勢の方がこの質問をしたということは、それだけ市民の皆さんから我々に声があったということです。多分、市長が一番、その声があったと思います。市民の方が安心して暮らせるような、今後、雪に対して克雪もしくは利雪を行っていきける環境になれるように、市長のほうから最後に所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 10年先を見据えて除雪・克雪の方策を

まさに雪はすばらしいものであったり、ときに魔物であったり、様々であります。それを含めて我々はここに、先人からずっと世をつないできているわけです。外側の人を否定する意味ではないですよ。我々としてはここに住み継いでいるという中で、いろいろなことを思いながら進んでいることは、共有していると思います。

どこか片手落ちではいけませんので、その大変さにも打ち勝っていく、また活用もしていく。様々な中でやっていきたいと思いますが、そういう意味では今年の冬はいろいろなことを考えさせられたという年であると思うので、ぜひ、教訓にもして前に進んでまいりたいと思います。そして、検討の中身もそういうところに立ってきちんとやっていこうということで、頑張っていきたいなど、皆さんと一緒にという思いであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、大平剛君の一般質問を終わります。

○副 議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 45 分とします。

〔午前 11 時 37 分〕

○副 議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 45 分〕

○副 議 長 質問順位 14 番、議席番号 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

1 大雪による J R の運休等について市として取り組めることはないか

近年、私たち、雪国である南魚沼市は、少雪、大雪、様々な降雪量が交じり合う、なかなか難しい環境の中で交通インフラを運営しております。今回は多くの議員が除雪に関する質問をされている中で、あえて J R の交通インフラについて質問をしたいと思います。

大雪に関する J R の運休等について、市として取り組めることはないか、それについて質問をしたいと思います。

壇上からは以上です……

○副 議 長 質問文を読んでください。

○永井拓三君 1 大雪による J R の運休等について市として取り組めることはないか

失礼しました。1、J R に対して公共交通を担うための必要な支援をすることはできないのか。2、市による代替輸送の支援等はできないか。

以上でございます。

○副 議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、永井議員のご質問に答えてまいります。

1 大雪による J R の運休等について市として取り組めることはないか

大雪による J R の運休等について市として取り組めることはないかという、1 点目の、公共交通を担うために必要な支援をすることはできないか、J R に対してです。この冬の J R 上越線の運行状況、12 月から連続的な集中降雪に見舞われたということもあります。一時期

は大変な状況でありました。運休や遅延が多発をしたと、市民生活に非常に大きな影響を及ぼしたと思います。

特に、1月末までの期間では——正確な数字はちょっと出ないのですけれども、通常通りの運行ができた日数というのは、半分程度ではなかったかと思います。また、上越線の運休というのは、直接ほくほく線にも影響を及ぼします。ほくほく線は、私ども南魚沼市は取締役になっております。株主であります。そして、通勤・通学などで利用されている方々は、非常に不便な思いをされたのではないかと考えています、どころではなくて、いっぱいいろいろな声が寄せられてきました。たくさん届きました。

私も、このような状況はとても看過することができないと思ひまして、2月9日ですが、十日町市の関口市長、そして上越市の副市長さん——上越市長さんはちょっと療養中でありましたので、副市長が代わりにいらっしゃいましたが、この三者で指導官庁であります国土交通省において大臣室を訪ねさせていただきまして、赤羽国土交通大臣に直接お会いして現状を訴えさせてもらいました。JRさんに対する指導と支援をお願いした。

決して大変だということだけではなくて、国土交通省からもいろいろな支援というのはどうなのでしょうということも含めて、この中に代替の運送とか、2番目の質問にも含まれるのですけれども、そういうところも話をしたと。赤羽大臣に雪国の切実な状況を直接お伝えすることで、国からも特段の支援や指導を頂けるのではないかと考えているところです。JR側にもこれまでとは違ったアプローチで、この地域の声が届くことによりまして、公共交通を担うという使命感についても、改めて認識いただくことを期待したいと思います。

具体的な動きになりまして、近くそういう関係の皆さんとお会いするようなところも話が出てまいりました。やはりそういうふうに話は伝わるのだなという思いです。この中でいろいろな話をしました。特に今日、私の後ろに座られている鈴木副議長も、JRに対する要望等をいっぱい、何回も切実な問題をこの議場でも訴えておられましたが、私も共感するところは当然ありまして、大変長い時間を割いていただきまして、いろいろな話ができただけで、大変喜んでおります。

市として必要な支援はということをお尋ねでありますので、答えたいと思います。1つの自治体が、JR東日本という大きな企業の経営内容に対して支援を行ったとしても、これは現実的ではないと思います、限界もあると思いますが、何らかの働きかけを行うということであれば、例えば沿線自治体、県も含みますが、これらと連携をしまして、国を通じて働きかけるという方法が効果的だと考えます。先の国土交通大臣訪問もそういうことの1つであります。

当面の行動としては、近隣の自治体と意見調整を行いまして、様々な要望をまた展開してまいりたいと考えております。思いは必ず通じていくと考えているところでございます。

2つ目のご質問の、市による代替輸送の支援等ができないのかということでもあります。大雪または事故等による、駅と駅の間で電車が立ち往生したような場合——これは駅間停車という名前、正式には言うのですが、この対応については、信越本線で発生した、記憶にもま

だ新しい立ち往生事件を教訓に、平成 30 年度におきまして、新潟県防災局が鉄道事業者と県及び私どものような市町村の協力・連携関係について調整を行いました。その中で、乗客を電車から降ろす場合の対応として、市としても例えば市有バス等を提供するとか、そういうことが改めて、必要に応じての一時避難所を開設することなども含んで、そういう体制が今取られているということでもあります。

この信越本線での立ち往生事件、これは事件でありましたが、この辺が J R さんの今の早め早めに運休を決めるとか、ありますよね、ちょっとやり過ぎではないかと我々が思っているほど。これはこのときのことが大変な——言葉は悪いのですがトラウマというか、そういうことだということ。これは申し訳ない、赤羽大臣もそう言ったぐらいです。だから、そういうことがやはりネックなのだろうということは、共通の認識なのです。J R さんもそういうふうに使われていると私は思います。ただ、それだけで、「糞に懲りて膾を吹く」だけでは困ると私は思っているところです。公共交通の足の確保という点からいって、大変な問題だということでもあります。

ただ、この大雪による運休です。これは、市が積極的に公用車を運転して、例えば代替輸送を支援するとかということは、これはちょっと想定がなかなか難しい。というのも、まずは J R さんにおいて、公共交通を担う鉄道事業者としての責務をやはり果たしてもらうことが重要だと思います。加えて、路線バス、事業者などと代替輸送の対応を協議するべきと思いますし、その上で市として何ができるかということ、協議がきちんとなされていくということが手順ではないかと思います。私どももそういう点で、プロセスで支援をすることはやぶさかではないと思っております。

大臣との面会でもこのことは話題になっていますが、J R が止まるような豪雪時には、これは鉄道だけで考えても駄目です。代替輸送ということも、国道がきちんと開いていなければ無理です。国道だけではないかもしれない、市道、県道も絡むかもしれません。こういったこともありますので、自治体がまず行うべき支援というのは、私どもが支援という大きな広義の意味からいえば、豪雪時における輸送道路の確保、すなわちしっかりとした除雪体制の維持、こういったことが我々の本当の意味の支援策ではなかろうかと考えているところでございます。

以上です。

○副 議 長 質問の途中ですが、昼食のため休憩とします。開始を 1 時 15 分とします。
〔午前 11 時 55 分〕

○議 長（小澤 実君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
〔午後 1 時 14 分〕

○議 長 永井拓三君の一般質問を続行いたします。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 大雪による J R の運休等について市として取り組めることはないか
市長からの答弁を頂きまして、またちょっと建設的な議論ができればと思うのですけれ

ども。まず、市長が国土交通大臣に対して要望も含めていろいろとお話ししていただいたことによって、関係者と会う機会がしっかりつくれたということだと思えるのですけれども、先ほどの答弁の中で、JRという大きい法人に対して一自治体として支援をするというのは、ちょっと違うと。国を通して話をしていくというのが筋だといった場合に、関係者と具体的にJRの遅延であったり運休だったりとこののを、なるべくないようにしてもらいたいという要望を恐らくされると思うのです。その要望に対して、例えば運休、遅延に対して物理的になかなかJRだけでは解決できない問題が出てくるといったような、そこを解決する方法を自治体と共に模索するということが、何か解決につながるのではないかなと思うのです。

単純に要望するだけで終わるような会議なのかどうか。ちょっとその辺り、どんな内容のお話をされるのか。なかなか言えないと思うのですけれども、もし何か言えることがあったら、ちょっと知りたいと思うのですけれども、その点いかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

自治体が、大きな企業であるJRに何もしないというわけではなくて、さっきの答弁をもう一回、聞いてもらおうと分かると思うのですけれども、我々にできることは、当然、市民生活の足をちゃんと確保する。例えば端的に言うと、一番伝えたかったのは——いろいろあります。観光の皆さんのためでもあるし、いろいろあるのだけれども、うちとして非常に大きく今回思っているのは、長岡圏域に通う、長岡だけではなくて手前でもいいですけれども、そこに通う子供さんたちについては——これは働きに行っている人もいますけれども、多くは、一番想定したのは通学。だって行けないですよ、本当。湯沢から新幹線の代替というかで、多分、乗車券の値段で行けるのかどうか、今はちょっと分かりませんが、私の子供のときは、多分そういう形で湯沢に送って行ってやった。でも、それはまだ近いのですよね、家が。

話を今回いろいろ聞いて、非常に困った、困ったという話を聞く中には、自分で送っていったとか、国道を使って、高速で行ったという人も聞いているし、そういうことを考えると、やはりいろいろ考えてもらいたい。例えば、そういうところの利便性をもうちょっとよくすることも含めて、何ていうのですか、まだ雪も降っていないうちからバンバン止めるということについては、やはりかなり、そういうことで困ったと思った人はいっぱいだったと思います。そういうこともあります。

例えばさっき言った代替の輸送なんかも含めて、これは次の質問になるかもしれないけれども、そういうこともやはり順序立てて、こういう方針を持ってやるけれども、これについてどうだろうか。最初の1問目の質問のところでは、答えたつもりですけれども、例えば県の防災局が中に入って、例の立ち往生事件の後では、駅と駅の間で止まった場合にはどういう体制を組むかとか、避難所はどうやってやるか。これは高速道路のときも同じですけれども、そういうことをやはりもっとやるべきだ。だから、JRのことについても、この間の高速道路のものと同じように考えれば、現地指揮所というのがやはりあるべきとか、

そういうことも含めて、いろいろな話合いができるのではないかと思います。そういうことですね。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

私も同じようなことは考えていて、市長が今言われていたような、例えば長岡方面、浦佐を起点にして新幹線に乗ることができれば長岡までは行ける。だけれども、全ての高校生や通勤者がジャスト長岡ではないわけです。そうなってくると、手前の堀之内であったり、小出だったりというところに通うべきところがあるとすると、そこにはたどり着くことができない。ましてや、今、日本の社会が本当に結構時間に緻密になっていますし、いろいろなことに寛容な社会ではないので、例えば子供を堀之内まで送りに行かなくてはならなくなったとか、そういう事案によって遅刻することが、なかなかよしとされない社会の中で、子供も大人も結構タイトなスケジュールで動いているわけです。

そこら辺も含めて、JRの遅延によって生じてしまった会社等の遅刻等も——そこはちょっと会社によって考え方も違いますし、学校によっても考え方が違うとは思いますが、子供たちは本当に一日学校を休むだけで進んでしまうような、勉強の範囲だってゼロではないわけです。先ほどの答弁だと1月だと半分ぐらいが正常な運行ではなかったというふうになってくると、これは子供たちにとってみたら、大きな障害になってしまうと思うのです。

その辺りも含めて、何かしらの方策は考えていかなければいけないとは思いますが、私の肌感覚として、緑とオレンジ、南瓜みたいな色の電車というのは、恐らく鉄でできていて重いから、脱線にも強くて雪でもバシバシ走っていた記憶があるのです。あれは、ここ数年で全部ステンレスの銀とオレンジのものに変わりましたよね。そういうのも含めて雪国というものの考え方でいったときに、JRには雪に強い車両であったり、雪に強い整備であったりというのを強く要望していただきたいのです。

というのも、鉄道総合技術研究所の雪に対する研究所というのが塩沢にあるぐらいですから、全国に対して雪氷技術の研究開発をして、いわゆる鉄道技術を向上させていきたいと思います。という地域がここなのに、1月の半分が運休、遅延とかというのは、何のために研究施設がそこにあるのか、何のための雪国なのか、なぜそこを選んだのか。

鉄道総合技術研究所がそこで技術開発したものを一番最初に上越線に流用して、雪国だからこそ、そういう技術をもってして、その運行を止めないぞというような、私の考え方が古いのかもしれないですが、国鉄マンが持ち合わせていたような、そういうプライドをもう一度取り戻してもらわないと、公共交通を担う事業者として、ちょっとどうかと思う点があるのです。その点を強く訴えていただきたいと思うのですが、その点、市長は恐らく今の答弁だと、その辺りはしっかり働きかけていただけるとは思うので、その点はぜひお願いしたいと思っています。

この質問は恐らくもう、私たちの中で議論してもJRが相手なので、なかなか議論が進ま

ないと思うので、ぜひ、公共交通に対しての支援が自治体としてどこまでできるかというのを、相手の要望も含めて聞いていただきながら、私たちの代表者として話をしてもらいたいと思います。

2番は、代替輸送の支援はできないのかというところで、先ほど国道も止めない、市道も止めないということも、対JRに対して、自分たちで車を運転するということも含めての支援につながるのではないかということだと思いますので、この辺りももう一度、市内の除雪体制をしっかりといただいてと思っています。

先ほどの1番のときに頂いた答弁の中で、長岡までの途中というところで送らなければいけないということが、今後まだまだ大雪が来年も再来年もなんて、いつ来るか分からないのですけれども、この辺り何か、市長として持ち合わせているアイデアがあれば、お聞かせいただきたいのですけれども、何かありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

自治体の支援策の中の一つにちょっと触れたいと思うのですけれども、ほかのことでそのようなのですけれども、例えば遅延とか運休してしまわなければいけない理由の幾つかはあると思いますが、一つに例えば路線上の近くに崖がせり立っていて、そこが危ないということであれば、例えば雪止めのこととかを、ただ単にJRだけの問題ではなくて様々、我々も一緒に共同してJRの身になって、今度は逆に国土交通省等々に、そういうことは我々の生活がかかっているのだということと一緒に運動するとか、そういう、ただ単に被害者意識における要望活動では、こんなの全然やっても意味がないと思うので、まずやったりすること。

それから、何といっても代替輸送はやってくれということをするのであれば、まずは自分たちの道のところをきちんとやっていくということがあると思うし、もう一つは、さっき長岡まで行って、極端に向こうが下雪で降るときもあります、そこから小千谷のほうに帰ってこられることもあるわけです。長岡まで行くではないですか、例えばここだったら、長岡まで行って長岡から小千谷の間、そういったところを逆に代替を真つすぐ通すのではなくて、Uターン型の代替というのですか、理解が難しいかな……（「車両でということですか」と叫ぶ者あり）いやいや、車の輸送も含めてやる場合、それは車両であってもいいかもしれない。

だから、全線を不通にするということを、すぐに考えなくてもいいのではないかとか、そういうようなところの議論もあってしかるべきではないかと思います。アイデアといってもあまりありませんが、そういうことです。だから、かたくなに全線止めるとかということではなくて、いろいろな形が取れるのではないかという思いがあります。

車両のこととかもあるかもしれませんが。いろいろなことも含めて当然、当該している、自分たちの問題として考えている、JRさんもいろいろなことを考えているでしょうから、そういったことに、自分のところだけで完結しないで、我々も一緒になって考えられることは、ぜひ話をしてくださいということも含めてやるのが、一番いい姿勢ではないかと思えますけ

れども。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

若干、私と市長の運行状況の認識がちょっと違う部分で——私の部分で考えているものと市長が考えているものがずれている部分があるとは思いますが、上越線が止まるというのは幾つかのパターンがあって、1つのパターンとしてはこちら側、魚沼方面が大雪で止まりやすいというパターン。逆に今おっしゃったような、長岡のほうが止まりやすいパターンというのがあると。

もう一つ、最近には本当に私たち利便性が高くなったのですけれども、かなり不便になったものがあって、「どこトレ」などといって、スマートフォンで運行状況が簡単に見られるわけですが、本当にそれは首都圏の交通網に関してはすごく便利だと思うのですけれども、一方で、地方都市の中では、ちょっとデメリットも生じてきていると思っています。というのも、上越線ではなくて、越後川口の辺りでの乗り継ぎのことを考えて、最近、JRはよく電車を止めるなど思うのです。本来、在来線で六日町とか浦佐から長岡方面に行ったとしても、正常運行しているものが、接続をしようとしてきている電車の不良によって、つながが悪くなって遅延になるということもよくあるのです。

それが本当に公共交通の正しい姿なのかどうかは、JRに聞いてみなければ分からないのですけれども、今おっしゃっていた長岡まで行って帰ってくるような、それが電車だろうと車両だろうと、バスだろうと何でもいいと思うのですけれども、その辺りを何かうまく予算化することができないかと思っている。というのも、雪というのは、市長は資源だ、雪資源だということをよく言われているわけで、一方でそれは災害だという認識の人もいるわけです。雪に対してポジティブな要素を見いだせるから、そこは資源だと見ることができる。

であれば、雪というのは嫌だなど、雪があることによって学校に行けないと思うような地域づくりではなくて、雪が降ってもうちの地域は何とでもなるぐらいのところでしたら、利雪に関する予算以外にも克雪に対する予算というのは、当然つくらなければいけない。今まで一般的な克雪予算というのは、ほとんどが除雪の予算です。これからは除雪だけではなくて、その先の交通インフラの確保とかその辺りもぜひ、考えていただきたいと思うのです。

代替輸送を、今おっしゃったような自治体を越えた部分を、さっき2番目の答弁でもらっている、県の防災局を通して自治体間で連携するといったところで、例えば上越線の沿線上の自治体と協定を組むとか、何かしらの協議会を組むような格好で、学校に通う人たち、特に本当に高校生に対してスムーズに通学ができるような、何か予算は立てられないものかと思うのですけれども、その辺り、どうお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

答えなければいけないのでしょうかけれども、ちょっと今ぱっと思いつかない。そういうことも含めて、いろいろな協議をということだと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 大雪によるJRの運休等について市として取り組めることはないか

これ以上は押し問答になってしまうので、とにかく利雪に対する予算というものをポジティブに使うために、ぜひ、現在住んでいる人たちが快適に過ごせるような大雪に対する予算を、除雪以外にもぜひ検討をしていただきたいと。それが、恐らくJRが運休したり遅延したりするところを補完するための1つの自治体としての方策になっていくと思います。それこそ雪国らしいオリジナリティの高い政策になっていくのではないかと、公共福祉に十分寄与するのではないかと思いますので、ぜひ、財源がふるさと納税であってもいいと思いますし、いかなる方法でもいいと思います。ぜひ、検討いただきたいと思います。

2 今後の除雪体制について

それでは、今後の除雪体制、2番について伺いたいと思います。前回の補正予算のときにも少し伺ったのですが、今後、先ほどの大平議員の除雪の話で答えていただいている部分もあるのですが、消雪パイプが今年あまり機能していなかったという印象があって、機械除雪の道のほうがよっぽど広がったなという印象を1月の頭に受けました。というのも、消雪パイプを掘ったことによって、いわゆる六日町の町なか辺りに人が戻ってきていると私も実感しているのです。

一方で、水の出が悪くなったり、水が出ている時間が決まったりといったところにそのような大雪が降ってくると、やはり消雪パイプが出ているところというのは、消える雪の範囲も決まってくるので、雪というのはかなり粘り気のある個体ですから、雪が積もっているところにはもう雪庇のようにどんどん張り出すわけです。そうなってくると、交通の支障が出てくるといったところで、いろいろ議論はあると思うのです。消雪パイプを通してほしいと要望している地区もあると思うのですが、前回の答弁で、これから機械除雪が主となってくるというような答弁をいただいていたのですが、これは消雪パイプの新しい設置路線とかというのは、検討をされていることはありますか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の除雪体制について

それでは、永井議員の2つ目のご質問の除雪体制です。まずは1点目ですが、新規の消雪パイプ設置路線の予定があるかということによろしいでしょうか。市道の消融雪のための施設は、井戸が780本、散水管——いわゆるメインパイプが270キロメートルということですが、なかなか設備の老朽化が進行しているということです。更新の緊急度の高い井戸、またはメインパイプから計画的に順次掘り替えとか、打ち替えを実施していますが、これはなかなか本数が多くて、距離も長くてということでもあります。多額の費用を要するということがあります。

新規で設置するということについては、将来的にこれは、更新費用をずっと増大させることにやはりなるわけです。なので、機械除雪が可能な路線、これは基本的に消雪パイプの新設は行わない方針です。

しかしながら、住宅新築などによって新しく道ができてくるところもあるわけです。分譲地とかも当然あって、よく市道の新しい路線とかもあります。こういったような場合とか、機械除雪の——これはまた新しい最近の頭の痛い課題として、雪押しの場所。こういったところの確保が難しいという路線、こういったところについては、やはり方針は方針ですけども、その事情ごとにものを考えなければいけないという場所もあると思っています。

令和3年度についてちょっと言うと、家屋——家、店舗——お店、こういう新築により雪押し場が確保できなくなった、現在決めているのは学校町2丁目地内、それと川窪——庄之又地内の2か所に消雪用井戸を新設して、今回、合計で900メートルの消雪パイプ路線を行う予定であります。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 今後の除雪体制について

分かりました。とにかく今後人口も大分減っていく中で、施設更新に係る費用が市の財政を圧迫していく可能性というのは否めないと思います。その辺りも含めて、本当に必要なところに必要なものを用意して、そこに代わる何かで代用できるところは代用しながら、ぜひ、いろいろなものの費用を抑えながら、市民生活の充実を図っていただきたいというところで理解しました。

2番、ロードヒーティングの技術の採用予定はあるかというところなのですが、これはなぜこのような話をするかという、六日町は特に地盤沈下という話が出てくると思うのですが、機械除雪でやっているところはかなり揺れるのです。私びっくりしたのです。この間の夜、大きい地震があったときに、それが地震なのか、除雪車の除雪のときに揺れるのを最初区別がつかなくて、というぐらい普段から揺れるのですけれども。

これは恐らく町なかにまた人が、井戸が掘れるとなって戻ってくる際に、どんどん進んでいくような気がしているのです。それをどうにか抑えるために何かロードヒーティングだけではないのですけれども、新技術というのはないものかと考えるのです。持ち合わせる情報の中で消雪パイプ、機械除雪に代わる新しい除雪システムがないものかと思うのですけれども、その辺りはいかがお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の除雪体制について

本当に揺れます。地震でいうと震度が1増えるというぐらいです、ここは。そういうことはありますが、新しい技術については、我々の先輩たちは果敢にチャレンジしてきた。この隣の駐車場も、これはロードヒーティングとっていいのではないのでしょうか、電気で全部消そうということにチャレンジしたけれども、結果は難しかった。お湯をとということで、私が議員になってからもそうですが、実験をして、すぐ水がお湯になるような画期的な新技術ということで取り組んだこともあった。いろいろあって、屋根にマットを敷いて電気で溶かそうとか様々ありましたが、これは誠に残念ながら、究極やはり水が一番だということで、

今のこの問題までずっと引き続きありますね。

私の住んでいる赤坂という国道 17 号の場所、私が若い時分、赤坂バイパスという問題が浮上して——考え方としては今もあるのですけれども。しかし、現道、今やっている、あそこのところはロードヒーティングでやろうということが言われて、そんなことができるのかと若い自分の私は思いましたが、結局、今は大きな井戸を掘って水を出して、そのことによって全くあそこにおける渋滞は解消されました。横になる車はなくなった。

かくもいろいろな格闘をしてやってきた。ロードヒーティングの考え方といいますと、現在、採用するという予定は、私は持っておりません。しかし、今のお話の六日町の市街地、ここでは地盤沈下という本当に大きな問題もありますので、有効な新技術の開発には、今後もいろいろなことを注視して取り組むことがあれば、やはり果敢に攻めていくということも必要だと思います。

私の思いを言うと、なかなか難しいと思っている。なので、一番は水で雪を消すということが一番今いいのですけれども、やはり排雪する仕組み、雪を持ち出さなければたまるばかりですから。そこのところをこれからどうやっていくかということも、併せて考えていくべきと思っています。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 今後の除雪体制について

分かりました。とにかく雪を消すということ、雪を運んでどこかに持ち出していくことによって、市民の生活の充実が図られるというところが、冬の雪国の生活だと思いますので、これは恐らく本当に二大手法だと思うのです。機械除雪と消雪パイプという、その2つを今さら外すことはできないとは思っています。そう思いながらも、消雪パイプを増やすことによって生まれてしまう地盤の揺れだったり、今度は消雪パイプではなくてという話になってくると、そこはもう本当にどっちがいいのか、なかなか難しい判断だと思います。

今後、研究を続けていただいて、どの地域にどの手法がフィットしているのか、その辺りと、費用のかけ過ぎにならないような新しい方法が生まれてくるとかいうところも、しっかりアンテナを張って情報収集してもらいたいと思います。

それでは最後、3番、機械除雪の場合、将来的な人員確保をどうするかという点なのですが、一般的な社会の中では、人員が足りないからオートメーション化していこうという流れもあるわけです。ただ、道路除雪を機械でやるとなった場合に、オートメーションにすることはできないわけです。その辺りも含めてどうやって人を確保していくか。

先ほどの大平議員の部分には、かなりきちんとした答えが返ってきているとは思っていますけれども、道路除雪が必要な時期、12月、1月、2月、この辺りがメインになると思うのです。この辺りの季節労働制という部分と、雇用を安定化させるというところがかなり難しいわけです。

先ほど市長がおっしゃっていた、待機料で何とか維持できればよいなというところだと思いますけれども、何とか人員確保をしていかないと、先ほどの約 279 人、市道の除雪に従

事されている。これが1人でも欠けるとするのが怖いから、本当に新型コロナウイルス感染症で除雪車両の運転手さんが1人でも欠けてしまうと考えると、それだけでぞっとするわけですけれども、できれば多くいてほしいと思うぐらいなのです。その辺り、何か計画的にプロモーションだけではなくて、何かいい案があるのか。その辺り、市長、もう一度答弁いただけたらと思うのです。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の除雪体制について

季節労働制とか、分かります。この辺はいくら何でも雪が降っている、ずっとそういう状況である地域である以上は、将来も恐らくそうだと思いますけれども、季節的なものというのは、これは変えることができないと私は思います。なので、これから質問される方も、いろいろなそういうテーマで話をされる議員もいらっしゃると思いますが、これは変えられない。

しかし、一番は公共事業——我々ができることですよ、公共事業の安定的なそういう発注もしくは継続。こういったことを含めて、まずは建設業界の経営的な安定感、これは非常に大きい。なので、ずっと我々先輩も自分も含めて、いろいろな形でそのことを持続させようということで、やってきていると思います。

加えてもう一つは、ここに人口減という大きな問題が出てきている。そういうことがやはり非常に10年先、20年先、目をつぶれば、いろいろな映像が何か浮かぶではないですか。この中でそれを先んじて取り組もうとした、例えば経費がかかる問題がある、維持の、消雪路線、機械除雪の路線も含めて、これはもうちょっといろいろ考え直そうということで、今、市道の除雪路線を少なくとも2つの経路がとれて、そしてそこのところが一つちょっと不便性は感じるかもしれないが、何とか除雪路線の長さを減らしていきたいということをやったとき、ほとんど減らなかったのです。皆さんに問いかけても。これは非常にこれから、これでやめるのではなくて、非常に大きいテーマだと私は思います。

これまで私も市議会議員だった経緯があるわけですがけれども、やはり住民の皆さんの要望等を聞くと、消雪パイプを設置しよう、歩道は無雪化しよう、そういったことを実現していくことが、これまで非常に大きな、仕事のできるというか、そういう視点がありましたが、私はそういうことを、それもありますけれども、必要なところは。

しかし、これからは大きい将来性に向かって、将来を見据えて、ここは何とか除雪路線をこういうふうコンパクト化し、そして残すほうは、きちんとそこは除雪が行き届いている。そういうことをやっていかない限り、いくら議論しても私は無駄だと、何となく市長になってから特別感じています。こういったことでの経費の削減と、そういう人員が、例えば将来倍増していくなんてことは考えられないのではないですかね。そういうことを含めて対応していくということが、私は非常に必要ではないかと思っています。

こういうことを言うと、あまり面白くない話なのです。なのですけれども、現実問題としてそういうことがあるのではないかと、そういうふうには思ったりしています。誠にそういう、人が減っていく。そういうことについて、シビアな課題に直面しつつあることを、我々はも

つと将来を見て、今から準備をしなければならぬのではないかと考えています。

以上です。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 今後の除雪体制について

分かりました。いずれにしても 279 人という方が、事業に従事されているというのを考えると、先ほど令和 3 年度の予算書からいくと、本庁舎に勤めている市役所の職員の方が 600 人ちょっとというところで考えると、かなり多くの方が車両に乗って、除雪をされているわけです。生産人口から考えても 1% から 2% 近い人たちが、市内の中で除雪に関わっていると考えると、除雪という仕事が本当に市内にとっては大きな経済を生み出しているという部分でもあると思います。

とはいえ、どこでも除雪すればいいという問題ではないと思いますから、効率のよい除雪の方法と適度なインフラを確保しながら、市民もある程度生活をしていくというのが、今、市長の答えてもらったような部分ではあると思うのです。

ただ、一方で本当に除雪という仕事はかなり過酷な仕事なわけですから、みんなが寝ているときに仕事をして、吹雪の中でも仕事をしなければいけないといった、過酷な職業であるからこそ賃金がよいとか、俺は除雪という仕事を通して生活しているのだというぐらいの、何とか賃金を確保してもらいたいと思います。

今回、本当に除雪の達人選手権を見させてもらって、いかに除雪に従事されている方たちが誇りを持って仕事をしているかというのが、よくよく分かりました。一方で除雪の仕事というのは大変なのだけれども、でも格好いいとか、でも給料がいいとか、そういったところを次の世代にきちんと伝えられるようなイベントだったり、言い方が正しいか分からないですが、学校教育の中に地域の独自性というものの中で、除雪という仕事を紹介していくということもありなのかなと思います。

その辺りを含めて、最後に将来的に除雪の仕事というのはどうあるべきなのかなというところを、市長がビジョンを持っていたら、大まかでもぼんやりしていても構いません。除雪という仕事を常に残していきたいという、残さなければいけないという部分は私は理解しているので、どのような考えで最終的に仕事を残していくか。その辺りを聞かせてもらっていききたいと思うのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後の除雪体制について

先ほどから話が出ている除雪の出動式や技術選手権というか、達人の選手権、こういったものは非常にいいなと思いました。そして、私どもの L I F E i n という、Uターンとか I ターンの皆さんも含めた、いろいろな若者の地域での活躍ぶりの雑誌。あそこでも女性オペレーターの話が出て、非常に反響がありました。その後、新聞でもいろいろ取り上げられた。ちょっと前と比べていただいただけでも、大分変わってきていませんか、という思いです。学校教育でもそういうことは当然、取り入れてもらっている部分もあると思うし、これから

もぜひやってもらいたいと思います。

それからもう一つは、除雪ということで、雪を捨てる、排除するというところだけ以外の、大平議員のときにも私がお話をした、将来の産業をいろいろやっていこうという中に除雪だけではない集雪的な仕事とか、そういうことに携わっているのだ。例えばそういうときが来たらいいなということは、私は想像していますけれども、まだまだ分かりませんから、これからです。

そういうことも含めて、大きい話をしてもいいということであれば、そういうことを目指して除雪だけではなくてというようなイメージです。でも、本当にそれが支えているのですよね、生活を全部。そういうことで、我々はそういう意識を持って全ていろいろ、取り組んでいくということではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 今後の除雪体制について

分かりました。今の市長のビジョンというものが、雪に対してポジティブに捉えているところも含めて、今回大きい質問としては、1番、JRの遅延、それも含めて南魚沼市は雪国で、雪とは切っても切れない地域ですので、雪というものが市民生活の中で邪魔というものだけではなくて、雪があつてよかったと思えるような教育であつたり、生活の確保であつたりも含めて、ぜひ確保してもらいながら今後、雪と南魚沼市のきちんとしたお付き合いというか、そういうのを構築してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を2時5分といたします。

[午後1時52分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時05分]

○議 長 質問順位15番、議席番号10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、議長より発言を許されましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援について

今議会では数人の方が、いろいろな観点から雪または除雪対策の質問をされていましたが、私は豪雪による被害に対しての視点から質問させていただきます。

集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援についての質問をさせていただきます。昨年末からの集中豪雪は、雪に慣れた地元に住む私たちも驚くような初雪となりました。その後も周期的にまとまった降雪量となり、屋根の雪下ろし業務を請け負っている業者の方々も作業依頼が同時に殺到し、そのため作業が間に合わず、屋根が破損してしまった家屋が多数見受けられます。その中に高齢者世帯、要援助世帯も含まれています。

そこで、どうしても業者に頼らざるを得ない高齢者世帯、要援助世帯に対して、屋根修繕

費の助成が必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えさせていただきます。

集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援について

集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援をということだと思います。議員ご指摘のとおり集中降雪、これは今年は大変なものでありました。屋根雪除雪が間に合わず、結果的に屋根が破損した住宅、こういったものが多数に及んでしまった。まだ実数というのは、ちょっと私分かりませんが、いろいろあると思います。農業ハウスの被害等はもうこれはすごかったですし、いろいろあると思います。雪消えとともに分かる部分もあるのではないかといいところもあります。細かい、例えば小屋根の裏にはなかなか行けないために見られないとか、いろいろあるかもしれません。誠に本当に大変なことだと思っています。

修繕費の助成についてでありますけれども、災害救助法が適用された場合は——この集中豪雪でも当市はかかっておりません。実際は災害救助法の適用になる量というのでは、私どもが不思議に思ったくらいだったのでありますけれども、実際にはかからなかった。かかった場合にはどうなるかということです。半壊・大規模半壊、準半壊という区分に分かれていまして、住宅の応急修理費用が、限度額はありますが、範囲内で支給されることになっています。

しかし、繰り返しになりますが、今回は災害救助法が適用される基準には至らなかった。そういうことで支援は受けられないことになっています。が、私ども途中で、議員の皆さんからも聞こえてきたのですけれども、我々の壊れるぞということも含めて、災害救助法にはまだ駄目だろうかということをお聞きしているときに、やはりいろいろな声もありまして、既に要支援、例えば高齢者の世帯、こういった皆さんの例の24時間の除雪支援、こういったものがもう既に使い果たしそうだとか、使い果たしたとかという言葉が聞こえてきて、これはならんということで、40時間にそれをすぐさま引き上げさせていただきました。これは一番に考えたのは、やはり屋根を守らなければならないという思いです。緊急的にやった事業です。これまでやったことがありません。そういったことに踏み出したということでございます。

しかしながら、災害救助法のそういう要件ができませんので、何ができるかといろいろ考えたときに、まず一点、考えられるのは、利用可能であることを1つ言うと、市の助成制度としても位置づけられておりますが、みんな住マイル補助金制度での活用が考えられます。これは、決して要援護者世帯に限った制度ではありませんので、広く開かれている制度であります。ただ、これには50万円以上の事業費等の交付要件を満たせば、ということもありますし、屋根の修繕費もこれは利用可能でありますので、これらをご利用いただくということも一つにはあるかもしれません。

屋根などが破損された方の中には、税務課に罹災証明を申請された人もいるということか

ら、私どもが考えると、個人で損害保険などに加入されている方が多いのだらうと思います。私も父から代を引き継いでから大雪は幾たびも経験しましたが、特に、多分平成16年のものだったでしょうか。最近も1回だけありましたけれども、あのときは屋根の片側の破風が本当に折れてしまって、この保険を使わせてもらったという経験があります。本当に、ここまで折れるかというほど壊れます。こういった方もいるのだらうということです。

そして、高齢者世帯、要配慮世帯において、修繕費の工面が困難といった悩みを抱えていられるという場合には、市が社会福祉協議会に委託して実施しております生活相談窓口というのがあります。くらしのサポートセンターみなみ、ここにまずは相談していただくこともあるのではないかと思います。どういう支援ができるか。これは経済的な問題でありますので、直接的な解決に、本当にパッと解決できるかどうか分からないところもありますが、住まいの問題など、生活に関する包括的な相談を受け付けておりますので、そういったところをご案内していただくとか、我々もするとか、そういうこともあるかもしれません。

とにかく災害救助法が適用されない中で、高齢者世帯、要援護者世帯に特化をして、雪害による屋根雪による修繕の助成を行うということは、支給要件などの課題もあることから、今後十分な議論が必要ではないかと思います。今のところは、現状そういうことでございます。これで足りるとはちょっと思えないという状況でございますが、私からの答弁はそういうことでさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援について

今、市長からもお話がありました、住宅除雪援助の件に関しましては、24時間から40時間ということで、非常に臨機応変に対応していただいたと思っております。その中で、昨年度は本当に無雪と言っていいほどの少ない雪だったのですけれども、今年はまたそれが合わさってきたような、初雪から物すごい量が降りました。

それこそ災害救助法が発令、そのレベルまでいかなくても、毎年これが続くというのでも考えにくいといえれば考えにくいのですけれども、こういった物すごい降り方をしたときとか、その時点——そういう年に限っては、本当にもう特別ということになるかとは思いますが、そういった要援助世帯等々に関しましては、何か厚い手当てができないかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援について

まずは、2点お答えします。1点、災害救助法の適用にならなかったということですが、これは多分、前の議会のときだったでしょうか、そういう話がいろいろありまして、私としては災害救助法の適用要件というか、そういうことのちょっと今までの雪の降り方と違いますよと。今回、そういうことが如実に出たのです。そういったことも含めて、市長会等を通じてこういうことを話していこうということを提案させてもらったりもしているし、

これらをきちんと本当にやっていかなければいけない。

局地的に降るという場合もありますし、今まで市域全体で降っていたようなものが、極端に、例えば六日町では晴れているのに、石打とか大和のほうではどうか降りになっているということや、そういうことも含めると、そういうこともあり得る。その辺の要件はいろいろありますが、そういったところを見直して、やはりもうちょっと——言葉はふさわしくないけれども、臨機応変にきちんと要件にかかるように、そういうことも含めてまず一つのテーマがあると思います。

そういう中からこういうことを解決していくということもあると思いますが、2つ目の答弁としては、このような状況であるから何とかそういうことに、支援に踏み出せないかということだと思います。なので、いろいろ実は庁内で今、話をしています。していますが、今日現在においては、なかなかいい答えが見つからないです。いっぱい声を聞いているのですけれども。

しかしながら、何としても今回のものは、本当にそれで直せないという場合、そう私は数多くないと思うのです。先ほど言った保険をやっている人もいるだろうし、当然それが前提です。できれば——当たり前ですけれども、自分のうちを自分で守るのは、これは当然のことですから。しかし、それがあつし、例えばお年寄りとかで、せがれさんたちとか子供さんたちが外に出ていて、いろいろな形で支援ができる。これがまずはあると思うのです。

しかし、そういうことも全くなかなか難しいのだという方については、では、破風が折れたまま、例えば屋根が傾いたまま、この後どうやってそこで住むのだということになった場合に、これは何としてもやはり支えてあげる、救ってあげなければいけない方というものもあるだろうと思います。私はそう多くないと思っていますが、これらのところにどうやって光を当てられるかということも、繰り返しほかのテーマのことでもいっぱいしゃべってきている、地域を支えていくというか、最後のよるべきところはやはり行政の様々な対応、そういうことにかかるのではないかという思いがしています。

十分検討を、少し続けさせてもらい、リフォームのほうで果たしてできるのか、いろいろな実は議論をしているのですけれども、なかなかふさわしいもの、私としては福祉の観点から、福祉灯油というものも、例えば一方であるわけですが、例えばそういうようなくくりというか、気持ちというか、そういう中で今回のことを対応しない限り、いくら議論しても前に出ないのかという思いがしています。

なので、これにつきましては、議員のお気持ちもよく分かるし、私のところに直接話が来ている方々に答えるものも含めて——精査は必要ですよ、公金ですから。だけれども、果たしてどこまでのことができるかということについては、ちょっと協議を続けたいと考えています。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 集中豪雪による家屋屋根破損に対する支援について

市長の温かい思いは、今伝わってまいりました。自分の中でも住マイル補助金、リフォー

ム事業等々もちょっと頭に浮かべて考えてみたのですけれども、リフォーム事業自体が、もう始まった根本の考え方がちょっと違う事業ですので、その辺は使い方も限られています。非常に、実際、庁内でもいろいろな声が上がってきている中で検討していただいているということをお聞きいただきましたので、私の質問は前向きに考えていただきながら、終わります。

○議 長 以上で、塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 暫時休憩とします。

[午後2時19分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時21分]

○議 長 一般質問を続行します。大勢の傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 質問順位16番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議長より、発言を許されましたので、一般質問を行います。市民の皆様にはコロナ禍の中、わざわざ傍聴においでいただきましてありがとうございます。

令和3年度施政方針について

令和3年度施政方針についてであります。新型コロナウイルス感染症が急激に市内経済及び市民生活に影響を与えている。景気動向や速いペースで進行する人口減少による財政悪化は、容易に起こることが懸念されていると市長は、施政方針で述べた。決して気を緩めることなく、着実な財政運営を堅持し、限られた財源で最大の効果を発揮していくよう、常に工夫をしながら、山積する市民要望に応え、持続可能な財政運営に努めながら、活気を取り戻せる予算編成をしたとも述べている。そこで幾つかの点で、ほんの5項目でありますけれども、質問をします。

まず、保健・医療・福祉であります。何はさておき、新型コロナウイルス感染症対策であります。昨年11月9日に、警察署で初めての感染者が出てから、今現在で32例が報告されている。全国では新型コロナワクチン接種が始まり、南魚沼市では集団、個別という2つの手法で実施すると決まったが、3か月以内に2回接種をしないと効果が薄いと言われていた。

また、市の健診、保健指導を先送りしてでも市民全体への接種を完了するためには、接種のお願いにかなりの動機づけが必要である。先行する自治体では、接種の模擬試行を実施したり、練馬方式といわれる接種方法を示したり接種勧奨に努めている。市内景気の刺激につながる商品券を接種クーポン券と一体化して話題を呼んでいる自治体も出てきた。

そこで1、新型コロナワクチン接種クーポン券に商品券をつけて、接種を勧奨する考えはないか。

次に教育・文化であります。感染症対策で市内の文化・スポーツ施設は休館をせざるを得ない事態が生じた。3密を防ぐための措置であったが、巣ごもりと言われる状態が生じ、体も心もストレスがたまってしまったことになった。新年度は老朽化、劣化したテニスコートの人工芝張替えが提案をされている。スポーツを通じた健康づくりのために評価ができる。

生涯にわたってスポーツができる環境整備のために、第3次南魚沼市スポーツ推進計画を新年度につくる予定である。スポーツによる健康で豊かな生活実現に向けた取組を推進することは大いに評価をするものであります。民間企業との連携協定が生かされることも期待をしています。しかし、人口減少、高齢化の中でのスポーツ施設の在り方も当然考えなければいけない。昔からあった、近くでいいという発想ではなく、公共施設等総合管理計画と連動した次世代型の推進計画が必要である。

そこで2、第3次南魚沼市スポーツ推進計画に公共施設等総合管理計画の個別施設計画をどう生かすのかであります。

次に、都市基盤であります。高齢化の進行につれて運転免許証返納で自家用車による移動をやめる高齢者が増えている。シルバーカーや杖に頼りながら歩行移動する方が増える。この冬の機械除雪などで道路の傷みがあちらこちらに目立ってきている。従来から舗装の打ち直しが地元要望として出されているが、予算確保が難しいという理由で先送りされてきた事例が多い。

災害に強い安全・安心のまちづくりとして、防災体制への強化、防犯、消防、救急体制の強化、砂防施設整備の促進、水害防止施設整備の促進が新年度も進められる。避難移動するためには、道路施設の計画的な修繕を前倒ししてでも進める必要がある。社会資本総合整備事業として、国費6億3,206万円を含む10億1,500万円が当初予算に盛り込まれているが、不十分と考える。

そこで3、市道の舗装状況を速やかに総点検して補修し、災害に備えるべきではないか。

次に産業振興であります。農業は非主食用米生産の拡大と農地集積・集約化が今年も課題である。森林整備は森林環境譲与税を使った人材確保に努めるようであります。移住・定住促進で働く若者を増やそうと、リモートワークやワーケーションなどにも取り組むようであります。

1月末で事業継続給付金は、418件で1億2,360万円、雇用維持給付金は146件で730万円、経営支援給付金は、1,949件で4億5,800万円と報告されている。創業支援補助金は、12件で350万円が決定している。新卒者雇用促進事業補助金は1件で30万円が支給開始をされている。年間を通じて平らに仕事がある業界ではない業界に人が集まらない状況となり、人材確保、労働力確保に難儀をする事業所が多い。

そこで4、特定地域づくり事業協同組合制度にならった、多業種労働というマルチワークで、若者を安定的に雇用する仕組みづくりを始めるべきではないか。

最後に行財政改革・市民参画であります。雪や食を地域資源の魅力として、魚沼地域定住自立圏共生ビジョンが魚沼市、南魚沼市、湯沢町の二市一町で、平成28年3月25日に湯沢町役場にて魚沼地域定住自立圏の形成に関する協定が調印をされた。輝く四季の中で、住み続けたい魚沼地域を標榜している。生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの強化が、連携する政策分野として書かれているのであります。

協定期間は平成32年度で終了する。第2期共生ビジョンを昨年度からつくっているが、新

年度において早期に完了することが公表されている。なかなか進まない二市一町での新ごみ行政を、この共生ビジョンの中で大きくうたう必要があると考える。

そこで5、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン第2期計画策定に新たなごみ行政をどう取り入れるのかであります。

市長にはいつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に答えてまいります。

令和3年度施政方針について

ほんの5つの質問とおっしゃいましたけれども、いろいろ、それぞれ大きいテーマであります。丁寧に答えさせていただきます。でも、なるべく簡潔にと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目の、ワクチン接種クーポン券に商品券をつけて接種を勧奨する考えであります。まず、予防接種自体が医療行為であります。その行為の前には、十分な説明と同意の下、行われるべきものと考えております。個々のやむを得ない事情で接種ができないという方もいらっしゃると思います。ワクチン接種クーポン券に商品券をつけたらというご提案については、商品券にどうしても注目が集まり過ぎるのではないかと考えております。ワクチンの効果、または副反応、持病がある方のリスク、こういった、市民の皆さんがこれらを軽視してしまって、そして予診に影響が出て、重篤な副反応等につながらないよう、いろいろそういうことも勘案しなければならないのではないかと思います。

また、基礎疾患の症状などにより、接種不相当となって受けられなかった方、例えばそういう方は商品券が、ということになりますので、こういう不利益。また、接種を受けない権利というのも当然あるのですよね、任意でありますので。こういったことが侵害されないような対策も、やはり行政としては考えなければいけないのではないかと考えています。

新型コロナウイルス感染症対策として、同時に景気、経済効果へつなげるという施策については、全国で取り組まれております。当市においても、これから温泉等に入っていただくとかいろいろな施策を、まだここでは申し上げられませんが、そういうことも考えているところでありまして、全国一律にそういう問題を抱えているということです。

新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で一例としてこれを示していますが、経済対策として観光面の落ち込み状況なども勘案した中で、温泉入浴券等を出したいという思いがあるわけですが、これらにつきましても経済対策として接種勧奨の両面に効果がある施策であると考えております。最初の話と矛盾するのではないかとと言われてしまうかもしれませんが、やはり商品券というものに対しては違う角度、私どもとしてはできれば、温泉入浴券の辺りがギリギリライン——これは私が勝手に言っていますが、ギリギリライン。そして、そこに地域振興券的な商品券を別途用意して、これを相乗効果で高めていくという

やり方のほうがいいのではないかと、私は考えているところでございます。

2点目の、第3次南魚沼市スポーツ推進計画であります。この中に公共施設等総合管理計画の個別施設計画をどう生かすかということです。この件につきましては、市のスポーツ施設の中長期的な管理方針について、今年度中に策定される、今ほど言いました総合管理計画に基づく個別施設計画により示すことになっております。スポーツ施設の将来的な長寿命化、また、改築、統合や廃止、これらについて施設の利用状況の分析、地域の人口分布とか、市内全体における市民の皆さんの利便性を考慮した上で、計画的に整備を進めていこうと思っております。

しかしながら、スポーツ施設を含めた公共施設については、ずっと話をしているように施設の老朽化、また市の財政状況がなかなか厳しいという中から、安全な施設の提供が困難になるということが想定されるものもあります。人口減少と少子高齢化の進展、これらも十分に考えて、市民のスポーツの多様化などの影響もあります。求められるスポーツ施設の量、質が変化していくということも想定される場所。くどくど言って申し訳ありませんが、そのために第3次南魚沼市スポーツ推進計画の策定によりまして、スポーツ基本法に定められた理念などを生かし、実現を目指していこうと考えております。これには公共施設の長寿命化対策等も進めながら、最適化を図っていくつもりでございますので、よろしく願います。

次に、3点目のご質問の市道の舗装状況です。速やかに総点検して補修——総点検というか、ずっとこれを続けています。災害に備えるべき、災害だけではないと思っておりますが、市道の舗装の補修事業、これについては本当に行政区など、それぞれの地元の皆さんからの要望箇所を中心に、88路線で約82キロメートルに及ぶ舗装点検業務委託により、路面状況の調査を行っています。舗装修繕計画を作成してあります。突発的なものもあつたりするので、一概に言えませんが、そういう計画を作成している。

この計画を基に、国の交付金事業、また起債、借金をして行っていく事業、これらを活用して、順次、舗装また打ち換え、こういった修繕工事を実施しておりますが、修繕予定の路線が限りなく多く、補修が追いついていないのが現状となっております。議員もそういう認識だと当然思います。

緊急を要する場合の対応、または陥没など、今年の冬は特にこれが多いと思っておりますが、小規模修繕については、市の単独費で実施をしなければなりません。必要最低限の措置にとどめていかざるを得ないということと、今後の経過観察をせざるを得ないような場合もあります。ご指摘のとおり、特に高齢者が移動する際の歩行、シルバーカーの通行に支障が出る恐れもあります。対応に非常に苦慮しているところなんです。

実情は把握しております。が、全ての箇所での工事を実施するということは、実は莫大な工事費が必要となります。これも誰もが分かっていることではありますが、本当に大変な思いです。これらを国に強く訴えるとともに、豪雪地帯は——今回いろいろなテーマで豪雪の話が出てきました。豪雪地帯は、道路除雪により舗装路面の維持補修費が雪の降らない地域と

比べて格段に違うのであるということ、我々はさらに声を大にして言っていかなければなりません。しかしながら、本当に市民の皆さんにはご不便をおかけして申し訳なく思っておりますし、一日も早くという思いであります。

なので、予算が10億円強、これは全然不十分であるという議員のご指摘ですが、私もそう考えております。なので、これらにつきましていかなる方法をもってやるか、いろいろありますが、ぜひとも非常に大きな懸案事項として捉え、何とかしていきたいという思いでありますので、また、いろいろなご意見等もお寄せいただきたいと思います。

それから、4番目のご質問の特定地域づくり事業協同組合制度にならった多業種労働というマルチワークで若者を安定的に雇用する仕組みを始めるべきだということです。思いは同じでございます。現在、政府は多様で柔軟な働き方、また生産性向上に取り組む働き方改革を推進していますが、仕事の形が変わりつつあるということでもあります。

リモートワークやワーケーション、こういった新しい形が今注目されていますが、同時にこの地域においては、実は議員の言っている、特定地域づくり事業協同組合の考え方というのは、私は以前から当地であった仕組みだと思っています。先ほどの永井議員にお答えした中でも言っている、季節的な仕事・業態の変化、例えばここでは大きくは夏場の農業もしくは建設業、これが冬になり観光業とか、さらには除雪——ちょっと種類を変えての建設業、そういったことが大きな流れだったと思いますので、こういったことがあると思います。中にはスキー場に勤務をする。この中にはスキーが得意な方はスキーの教師をやるとか、そういうことを含めると、他の地域よりも我々の地域こそ特定地域づくり事業協同組合を地で行っていた地域であるという考え方ができるのではないかと思います。

それ以前には、雪の利活用という点がなければ、出稼ぎだったわけでありまして、こういったことが歴史的に変化をしてきた。雪の利活用も決して今始めたことではなくて、戦後から始まっています。こういうことも考えるべきだと思っています。

いろいろ今、令和2年6月に地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、こういったものが制定をされているということも存じておりますが、逆に言うと、国が我々の歩み方を見て、そういうことをつくってきたかと思わざるを得ないようなところもあったりするわけです。

いろいろなことが支援内容として語られておりますけれども、いずれにしても、まだ全国でも3組合しか立ち上がっていないのです、実際は。言うほどにみんなが動かないということです。この中で、地域人口の急減に直面している地域というのが、まず定義としてあるのです。この中で過疎地域です。これは過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、または同等の人口減少が生じている地域、そういうふうになっております。こころが対象になっているということもあるかと思います。

ただ、繰り返して申し訳ございませんが、私どもの地域は既にこういうことを取り組んでおりますので、これから恐らく国は、3つの組合しかまだできていないということを考えると、この要件をいろいろ変えてきたりとか、いろいろなことがこれからあるのではないかと、

私はそういうふう想像したりします。こういうことも注意をしながら、できることをやっていったらどうかと考えております。気持ちは恐らく議員と同じ考えではないかと思っております。

5番目であります。魚沼地域定住自立圏共生ビジョン第2期計画策定にごみ行政をどう取り入れるかということです。これは、月曜日に開催していただきました全員協議会でもお話をしたとおり、新ごみ処理施設の建設等々含めたごみ行政全般につきまして、一定の方針の変更等ありましたが、基本的なベースとしての考え方は、定住自立圏に基づいた二市一町の枠組みの中で、さらにそれを発展、進化させていくと言い切らせていただいております。

これは、魚沼市、湯沢町も同じ考え方であるということも確認したと、皆さんの前で報告をさせていただきました。まさに議員がお話のとおり、魚沼地域定住自立圏共生ビジョンを踏まえた上でのごみ行政をこれから進めていくということでございますので、答弁したいと思います。

以上でございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

ワクチン接種の話でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で入浴券という話もお伺いをした中で、先進地のほうでは、接種券と商品券、1回につき1,000円でしたか、2回で2,000円ということで、これを使っていただいて接種して、さらには市内の消費につなげようという考え方でありましたから、その温泉入浴券についてもほぼ同じ考え方で来るなと思ったのです。温泉入浴券については、いろいろな意見が中でも出たと思っておりますけれども、不公平性だとかそういうことを言われてしまうと、利用された方はいいけれども、そうでない方とは言われれば、当然こちらのほうが多いというわけですから。

ですので、私は、とにかくワクチン接種が、どうも薬が来るのが遅れそうだということで、いろいろな市の事業についても、これが終わってからやりましょうということでやっているわけです。とにかくワクチン接種、2回接種でありますから、これを早く終わらせなければならないというわけですから、そのための動機づけとしてどうなのかということになると、今のところ、市はお願いしかございません。その中でやはりそういう商品券という考え方はどうなのかと、いいのではないかと思ったわけでありまして。市長の1回目の答弁でそういうふう言われてしまえば、これは全く芽がないかなと思ってしまうかもしれませんが。

であるならば、ワクチン接種、恐らく16歳以上、4万七、八千人ぐらい、多分市内にいらっしゃると思います。2回ですから、9万6,000回くらいですか、接種しなければならないのの考えると相当の時間もかかるだろうと。これを早く終わらせてからということになると、やはり相当の動機づけ等々でやっていただかないと駄目だろうという部分もあるので、そこら辺が一つ気になるところなのです。

商品券というのは、あくまで動機づけの1つの方策でしかありませんから、そうすると今現在、市で考えているワクチン接種を打ってみようという動機づけについては、どのように

お考えなのですか。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

ワクチン接種の動機づけ、一番はみんなの免疫力を高めるという——何の特典があるから打つとかという問題よりも、そういうことが動機づけになると私は思います。これは間違っていないと思いますが。加えて、それを促進するというか、なるべく引き上げていこうということの助力として、いろいろなことを行うということの、ちゃんとその立て分けを考えなおかないと、ちょっと本末転倒かなという感じがします。

ワクチン接種が全部、9万数千回打ってからでなければできないということは、まだ誰も話をしていません。私の中の思いは、もう医療従事者がこれから打ち始めます。その1回目からもう配っているのではないかと思います。1枚限りとも言っていない。これから今後、開かれる議会の皆さんとの新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の中で、例えば提案を再提案したいと思っていますが、決して勝手に決めるところでもありませんが、2回打ったら2枚いけばいいのではないのでしょうか。そして、16歳以下の子供さんたちは、ある種もらえませんが。ご家族の中でそういうことを一緒にやってもいいのではないかと、私は思ったりします。

そういうことで、段階的に医療従事者の皆さんから打ち始めますから、その部分や、高齢者の皆さんをお預かりになっているそういう施設や、そういったところから始まり、高齢者が始まり、順番を追っていくわけですから、そういうことを含めてやっていくことが、私はいいのではないかと思います。

そして一番は、時期を見失わない形での商品券の地域振興的なものを、第何弾になるか、第6弾の支援策の中の一部にちょっと加えて、気持ちを明るい方向に持っていくような施策展開をやるべき。商品券のご提案ですが、私は共通しているところはいっぱいあると思うので、これ以上ここでやってもなかなか——新型コロナウイルス感染症対策連絡会議等でやればいいと思います。

加えて、医療的な面も含めて外山副市長もいろいろなことを話していますので、そういう裏づけとしてもどうなのだろうかということで、ちょっと答弁してもらおうと思いますので、よろしくをお願いします……（「市長答弁で分かりました、十分」と叫ぶ者あり）よろしいですか、はい。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

では、2つ目のスポーツ施設の整備でありますけれども、やはり移動ということがこれから非常に大事になってくるだろうと思っています。スポーツ施設を統合、整備して、2番目ですけれども、スポーツ施設。今ある数をとにかく絞って、ある程度絞って整備をしていかなければ、とても莫大な費用がかかり過ぎると思っています。

そうすると、移動の足をどうするかということも含めて出てくるわけでありまして。一つの提

案として、今回も大原のほうのテニスコートの8面の張替えが出ましたけれども、大変な金額がかかるものでありますから、そうすると、燕市さんがスポーツ施設の総合整備ということで、ふるさと納税の目標として30億円を掲げて、それを達成したというのがありました。

であるならば、市のほうも今年度中に統廃合も含めてスポーツ施設の在り方、整備、統廃合、全部やるわけですから、そうするとこれぐらいの金額がかかるということを出して、これをやはりふるさと納税の寄附金の目的の中の第一番に上げて、そこから資金を集めて、早急にスポーツ施設整備を行ってしまうという考え方が、私は必要ではないかと思っていますので、そこら辺の考え方について市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

有効な考え方の一つだと思います。燕市さんが、本当に議員のお話のとおりでありまして、ガバメントクラウドファンディングです。50億円を目標として、募集期間を2.5年、2年半かけてやっている。今実施中なのです。調べましたところ、3月4日現在で7万6,000人という非常に多くの方のご寄附があつて、目標の57%、28億6,500万円を今お集めになっているということです。非常に有効な考え方ですが、今スポーツのこのことでご質問されているので、議員はその点をということではありますが、我々もこういったことについて研究を重ねております。ただ、スポーツに限ってのことなのか、ほかのこともやはり市のテーマとしていっぱいありますので、いろいろなことがあると思います。

ふるさと納税の使い道として今後——今、基金にいろいろ積んでいるものも大変大きな額になってまいりました。なので、燕市だけを比較ということではなくて、我々もそういう持っているものも今徐々に拡充してきているということでもありますので、その中でいろいろ考えてまいりたい。ガバメントクラウドファンディング等々の考え方につきましては、いろいろと多岐に、やはり市政の課題はいっぱいあるので、そういったこともできるかということは今考え中ということでございます。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

健康ポイント、非常にいい制度でしたよね。新型コロナウイルス感染症がなければもっと多くの方に参加していただいて健康づくり、それからいろいろなメーカーさんとの連携協定もありました。これは全体をひっくるめて、これを有効的に市民の健康づくりにつなげていくということになると、どうしても老朽化したスポーツ施設を、使い勝手のいいものに、できれば大きくまとめて送迎バスを出すなり何なりして、とにかく人に来てもらう体制というのをつくっていく。そのためには莫大な資金がかかるということでもありますから、市長のほうはそういう考え方であるとするならば、私は第3次南魚沼市スポーツ推進計画の策定に合わせて、そういう目的でやるのだという方向をぜひとも出していただきたいと思っております。

次にアスファルトの打ち直しであります。これは前からずっと、事あるたびに担当課のほ

うにちょっとお話をさせていただいております。一番なのは、亀の甲羅か蛇の鱗かというぐらいに、物すごいざわざわが出てしまって、シルバーカーの車自体がもう動かないと。我々は健康であって歩いても、溝へ入ってしまうと、足首を捻挫するくらいガクッときてしまうという、そういう事態もあったわけです。これが歩道がないところ、歩道がない市道、しかも住宅密集地であったりして、そこから避難するにしても、車のところに行くにしても歩かなければならないという、そういうところがあるわけです。先ほど優先順位をつけて計画を立てている。そのとおりなのです。

ですけれども、やはり今回の集中豪雪なんかを見てもそうですけれども、考えられない災害というのが、当然起きるであろうと。夏場であれば、もう歩くしかない、まず最初は。そうすると、そこら辺の優先順位というのをやはりもう一度見直しして、とにかく避難しなければならない高齢者がどのくらいいるのかというところを調査して、ここはやはり優先順位を上げなければ駄目だというところが私は必要だと思っているので、そこら辺も含めて、もう一度そういうような調査をして、優先順位を入れ替えていくというお考えについてはどうなのかと、お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

市民の皆さんにご不便をおかけしているという話は、先ほども陳謝申し上げたところですが、一番悔しい思いをしているだろうと思っているのは、我が建設部だと思うのです。本当にそう思います。議員の皆さんもいろいろ言われるのになかなか進まない、本当にそういうふうに使われていると思います。これらも含めて少し心配しているのは、こういう市道管理上の問題で、例えばパンクをしてしまったとか、そういうことについても、やはり市道管理者に責任が及ぶこともないばかりではございません。こういったことも含めて、災害時や何かには当然そうではありますが、これらについてどうやっていくかということは、本当に大事だと思います。

なので、これは建設部だけでやってもちょっと難しいのだという気づきが、今、話を聞いているとあります。例えば防災上の問題、福祉的な観点、いろいろなことも含めて、やはりもう一度よくしつかり考えなければならぬと。計画は計画でいいのですが、加えて、違う視点も持ち込みながら、もう一度再検証というのにはあり得ると思いましたので、今日はこれ以上の答弁はちょっとここでできませんが、十分また課題として取り上げていきたいと考えております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

そういう思いを、できるだけ実行という形にさせていただきたいと思っております。

4番目のマルチワークでありますけれども、実際、特定地域づくり事業協同組合というのは、市長がおっしゃったように、私の父もそうでしたけれども、夏場は水道工事と農業、冬場は民宿の番頭ということで、年間を通じて一定した労働ではなかった。

ただ、私の言っている特定地域づくり事業協同組合というのは、そういう会社は何社か集まってある一人の方を雇う。その方の賃金はどこどこから一定のものをもたらうのではなくて、その会社から全部賃金をいただいて、例えば冬場であれば4か月分の給料を観光事業者からもらおうという、そういうようなシステムなのです。

これは、実は地域おこし協力隊の方たちを含めた定着ということで、市長の答弁なされた過疎対策事業債、過疎地域。これに該当するかどうかというのが、国の制度に乗っかるかどうかなのです。これについては、認定は新潟県知事が行うものでありますから。

ただ、私は、そういうような考え方をする組合を幾つかつくっていただいて、そうすると、その組合の中で、例えば、若者1人に年間300万円の給料だとした場合については、今地域おこし協力隊で年間180万円、3年間というのは国から頂いて出していますけれども、それに準ずるような形で市が補助を出してあげて、そうすると、若者が300万円、400万円あるいは500万円というような給料をもらう可能性が出てくるわけです。

市内の若者たちの働き方はいろいろありますけれども、やはり一番なのは低賃金なのです。これを何とかしなくてはならない。結婚して子供をつくって、人口を増やしてというようなことにつなげるためには、まずは賃金なのです。そういうような仕組みとして、なかなか考え方はいいと思っているのです。ただ、国の制度に合うかどうかと言われると、残念ながらうちは、地域おこし協力隊の来た集落も数か所ありますけれども、全体からいくとちょっと認定は厳しいだろうと思っている。ただ、こういう考え方で、とにかく若者の低賃金というものをなくしていく、賃金を上げさせるというところを考えていかないと、なかなか若者が定住してくれないと思っています。

ですので、ここら辺は研究の余地が本当にあるのです。ただ、市の持ち出しも当然ある。ただ、国や県の支援についてはちょっとはてなマークがつくということですから、ぜひともそういうところで、若者の低賃金を何とかしなければならないというところでの発想なわけですので、今、若者の低賃金ということについて、市長が考えているものがあったら、お聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

この仕組みというか、形づくりのほうばかりを私は考えていたので、賃金ベースのこの話は、ちょっとあまり考えが及んでいなかった。だから、すっきりした答えが私にはちょっと見つかりません。ただ、それはそのとおりだという思いがあります。

なので、当然こういう制度をこれから注視して、国や県というか、そういったものに乗っかるかどうかは別として、置いておいてでも、全てのことについて、当この地域の働く若者たちの賃金がきちんと上がっていくという仕組み、これはそういう地域づくり、決して行政だけでできることではありませんけれども、様々やっていかなければならないと思います。ここが一番ベースにあってしかるべきと考えています、ということで答弁にしたいと思えます。そこは十分考えながらいきたい。

○議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

市長が2期目を始めて、常に言っている、若者が帰ってこられる、住み続けられるまち、というのは、やはり賃金なのです。低賃金であるということをごどうするかということですから、ほかにはない働き方を今度は市がフォローしながら、あるいは民間の企業の方とも、そういう形で新しいものをつくっていくところを市が提案するということは、大事だと思っております。

そして、5番目の共生ビジョンのほうでありますけれども、月曜日の全員協議会のほうで、市長のほうから突然、ああいう説明がなされたわけではありますけれども、そういうことを想定しないで、これは通告をしておりましたので、おおーというところで、何という巡り合わせかと思っておりますけれども。

月曜日の中でも私はお話しさせていただきましたけれども、平成27年に3首長が基本合意ということで協定書にサインをしたということの重み、すごく重いのです。そしてその翌年ですよ、これは、平成28年。3首長は同じように魚沼地域定住自立圏共生ビジョンと。平成28年から平成32年の5か年計画でありますけれども、当初我々に示されたときには、例えば地域医療連携であったり、それから公共施設の利用連携であったり、産官学連携であったり、いろいろな連携については、ほぼ未定であると。ただ、中心市として南魚沼市を置くというところで我々は提案を受けたわけです。

平成29年には、共生ビジョンの中で数値目標が出された。大きくは変わっていないのです。なぜこの魚沼地域がこれだけの共生ビジョンをしなければならなかったというのは、市長も当然、ご存じだと思います。人口減少です。高齢化です。人口が減っていく。高齢者が増えていく。そうした中で、自治体にはそれぞれ基礎的行政サービス——ごみであったり、上下水道であったり、公共施設であったり、それは自前でやらなければならないという、そういう義務があるわけです。基礎的な行政サービスにかかる費用をいかに下げていくか。利用の便もよくするだけでなく、とにかく費用を下げていく。それが、各自治体が生き残りをかけた競争をしているわけです。

ただ、二市一町については、そうはいつでも、ほぼ同じ思いもあるから、共同してやろうではないかというところをつくったのが、共生ビジョンなわけです。その中にもはっきりとごみについては従来から行ってきた広域的な取組を維持しながら、新ごみ処理施設を二市一町で建設することにより、広域的な処理体制を整備する。はっきりと明記してあるのです。

そうすると、月曜日に行われたようなことであるとするならば、私の考え方でいくと、基礎的行政サービスで、二市一町が連携してこの経費をいかに下げるかということについて、新ごみについてそれがどうも駄目になったと考えるならば——駄目になったというのは、2つの施設を持ってそれぞれやるということは、経費がやはりかかるのです。そういったところでの合意を一旦白紙に戻して、それから新たな協定をつくるということになっているのだけれども、そうすると、共生ビジョンをつくったもともとのところは、二市一町で——何度

でも言いますよ、基礎的な行政サービスにかかる経費をいかに下げるかということでやっていたわけです。そのうちの一角が崩れてくるということになると、これは大きな問題だと思っているわけです。

昨年から第2期共生ビジョンについて、担当のほうでやり取りをしているはずなのです。それが今度は我々議会に示されて、共生ビジョンについては、議会議決を経なければならぬとはっきり明記しているのです。変更する場合には議会議決が必要だと。そうすると、我々に示されるとなるならば、ここの二市一町が共同で取り組もうとしてきた経費の削減という大本のところ崩れたとなると、ほかはどうなるのだろうかということ、大きな問題なのです、これはすごく。

ごみ処理場施設は100億円単位の投資であります。恐らく100億円単位の。そうすると、そういうようなところで、3首長がそうだなということで、月曜日の全員協議会で示されたわけでありますから。であるとするならば、共生ビジョンに関するものについても、相当の今度は大きな問題として、根底から作り直すということでありますから、そうすると令和3年度にこれを完成させるということは、もう無理だと思っているのです。平成32年度でもう計画は終わっていますから。平成33年度からなのです。国へお願いした交付金とかについては、どうなるのかという仕組みはよく分かりませんが、そういったことがあるわけです。

ですので、どのようなお話をされてきたかということについて、もっと議会に対してきちんと説明をしていただくということが私は必要だと思っているのです。月曜日でああいう発表をされたわけですが、それ以前に、3首長の中で共生ビジョン、大きな枠組みは変えないと、今、市長は言いますが、私は基礎的な行政サービスの経費を下げるのだというところは、ごみ処理に関してはそれがなくなったということですから、そうすると、共生ビジョンの大きな枠組みが私は取っ払われたのではないかと思っているわけです。ですので、市長の考えている共生ビジョン、今までの共生ビジョン、大きな枠組みは変えないのだというのは、ちょっと私には理解できないと思うのですけれども、そこをもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

先ほど申し上げましたとおり、第2期共生ビジョンについて、ごみ処理施設の——そういう通告はなかったのですが、新たな問題として話をさせてもらいますが、そのことによって、第2期共生ビジョンを書き換える必要は私はないと思いますけれども。金額ベースでそれを引き下げるということだけを殊さらに言うのであれば、それは議員の思いであります。私の思いはちょっと違います。今回の新ごみ処理施設を造るに当たって、それは確かに、これは否定もしません。1つにしてそこでコストを下げたいこうということで、当初、平成27年の段階でそういう思いを持って基本合意を、私の前の市長や魚沼市の前の前の市長であります、湯沢町長もそうです、そういう思いでつくった。これは当然重いです。

しかし、今の状況がいろいろ進化をして、いろいろなことが起きてきて、それも加えてやるときに、1つだけ造るという意味ではなくて、今度は2つ造るということが、将来にわたっての安定や、例えば災害リスク等も含めた、あとは環境問題のことも言いました。

もう一つは、市民それぞれの持ち込む人たちが、ごみ処理場にごみを自己搬入する人、要するに自分で持ち込む人が約6割いるという、この二市一町の特殊性も鑑みて、こういうことを金額ベースにした場合、行政はそれは1か所にすれば、安く済むという考えがありますが、これは将来にわたって災害リスク等も含めて、果たして今日的課題に鑑みた場合に、正しいだろうかということも含め——ただ、きっかけは中央に大和の国際町内、要するに中央部分に造れなかったという、白紙撤回をしてしまったということがきっかけであるということも明言をさせていただいて、全部が、どちらが正しい、どちらがということではありませんが、今日的な置かれている諸条件を鑑みて、そういうふうに行うということ。

そして加えて、平成27年の基本合意をやったときに書いてある文言、それは非常に短いです。そうではなくて、今日的な様々な共生ビジョンという観点の中で共にやっという、ごみ処理施設も1か所ではなくて、2か所造ることが、新たな共生ビジョンの位置づけだというふうにお考えいただければ、何の問題もないのではないかと私は思いますけれども。金銭ベースのことを言えば、ここだけ見れば金銭的なものは高上りになってしまっていて、何を考えているのだと言われるかもしれませんが、全体の先ほど言った3つの観点等々も含めると、それは最初から金額ベースとして考えていなかったはずで、平成27年には、そういうことも含めて言っておりますので、これは考え方の相違があるかもしれませんが、やがて皆さんに分かっていただけると思いますし、ご質問の第2期共生ビジョンの中に、私は全然、相反する問題とは捉えておりません。という答弁であります。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

考え方の相違ということであれば、押し問答になっていくわけでありまして。ですけれども、平成28年の共生ビジョンの中、例えば地域医療連携でいけば、北魚沼、堀之内病院は明記されていたわけですね。それが今は、堀之内は診療所になっているというわけで、中身も大分変わったわけですね。そういうのを含めて、そうすると大幅な変更が必要になるわけですね、これ自体が。枠組みが、医療でいっても枠組みが私は崩れてきたと思っているのです。

ごみについても、そういうふうな考え方になっているということであるならば、そうすると、これの第2期、令和3年度中に完了させるということになりますから、今度はそれを審査するのは議会の責任でありますから、それまでにこういうふうになりましたからぼんというわけになかなかいかない。特に二市一町の将来を左右する問題だと私は思っているのです。すごく大きな問題。

これが締結されたときに、市長はいいビジョンを、連携協定をつくったと思ったのです。平成28年です。新ごみではないですよ、共生ビジョンです。そういうふうにしたのです。それが大きく変わろうとしているわけですから、そこら辺は枠組みを変えるわけではないと

言うなら、これ以上何を言っても通じない部分もありますけれども。

やはり議会に対してはそのいきさつ、今後、第2期についても、担当委員会でもよろしいですし、全員協議会でもいいですけれども、きちんとした説明をしていただいて、そして第2期の共生ビジョンと、これは二市一町にとって将来にとっても大事なビジョンなのです。これをそういうふうな形で、目に見える形で議会も含めてつくっていくというお考えは——令和3年度に担当課でもってまとめました、これについてどうですかと提案をするだけではなくて、それ以前に、やはり議会に対してこういう案があるのだけれどもというところで、担当委員会あるいは全員協議会等々で示して、やはり議会と共に共生ビジョンをつくって、二市一町の明るい未来をつくるということが大事だと思っていますけれども、そういうお考えについてはどうなのですか。

とにかく、これについては、できました、承認してくださいというのではなくて、こういう案としてあるのだけれども、担当委員会あるいは全員協議会で説明をしていく。そういった形で粛々と進めて、第2期共生ビジョンの案を完了させるというお考えはあるのかということをお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

二市一町の枠組みを変えて、それぞれが造るとか言っていますが、ごみ処理施設、新しいもの、将来、魚沼さん側もそうなる。しかし、この枠組みの中で造るということは全く相反していません。そういうことも含めて、ご理解を賜りたいという思いです。

それと、我々のほうから示して、こうだけれども、どうだと。これから、この間の月曜日にも話をしましたが、例えば担当される委員会さんは、恐らく社会厚生委員会の皆さんが中心だと思いますけれども、そういった皆さんとのこれからのやり取りというのはもっといろいろになると思います。

共生ビジョンのことについても、それぞれ議会の皆さんから様々な調査案件に入れていただいて、どんどん活発的にやっていただく。そういうことも必要だと思っているし、あとはちょっと担当のほうもいろいろ申し上げたいことがあるということなので、ちょっと答弁させますので、よろしくをお願いします。私は何も理念は変わっていないと思っています。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 令和3年度施政方針について

若干整理させてください。形成協定に関しては、協定締結するときも変更するときも、議会議決が必要になります。その協定に基づきまして、共生ビジョンという連携事業が並んでいるものがあるのですけれども、こちらは平成28年につくってから、変更を毎年かけています。こちらは議会議決が必要ありません。共生ビジョン懇談会にかけて、そこで承認もらって、毎年更新をかけておりますので、ちょっと整理させていただきます。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 令和3年度施政方針について

今の課長の説明で、変更をかけていると。数値目標ですよ、これ。数値目標です、変更がかかっているのは。最初に示されたものについての変更というのになると、大きな変更ですから、議会議決が必要になるのです。そういうところを忘れては駄目ですよ、違いますか。

(何事か叫ぶ者あり) そういうことを申し上げておりますけれども。

何しろ本当に月曜日にああいう発表を受けたということについて、共生ビジョンの話に戻りますけれども、共生ビジョンは二市一町が手を取りながら、人口減少、高齢化の中で共に頑張っていこうではないか、魅力ある魚沼を発信していこうではないかということで始めたのです。その大本は、市長がお金ではないと言いますが、そうではないです。やはり人口減少になると、支えていく人が減れば市民1人当たりの負担が増えるわけですから。そこをいかに避けていくかということが、生き残りをかけている地方自治体の使命だと私は常に思っているわけです。

そこら辺がお互いの思いに違いがあるという感じでもあるので、これ以上言ってもどうしようもありませんけれども、共生ビジョン自体がきちんとしたものが示されたというところについて、またさらにいろいろな点で指摘をしてみたいと思っています。どうぞ。

○議 長 市長。

○市 長 令和3年度施政方針について

お気持ちは分かりました。ただ、1点だけちょっと私が言っているのが正しく伝わらなかったな、言い手の粗相かもしれませんが、私はこう言っているのです。お金が関係ないという話は全くしていません。当然コストダウンさせるためにやっていくということは主目的で、先般の月曜日にもそのことは本当にそのとおりだと。しかし、という話をして、その後いろいろな説明をさせてもらいました。今もその気持ちです。コストをダウンさせて、市民の皆さんの当然血税、そういうものを使ってやるわけですから当たり前なことなのです。

だけれども、そのことは今なかなか実現が難しくなっているという中で、しかし、その平成27年以降、いろいろなことが出てきて、3つの話をしました、先ほども。こういったことを勘案すると、共生ビジョンに書き込まれていない、いろいろな金額の面のそれぞれ行政だけではない、メリット感が出てくるところも出てくる。それはなかなか、そういう数値化はできませんよという話を月曜日もしています。今もしています。

そういうことなので、朝三暮四という言葉が当たるかどうか、ちょっと分からないのだけれども、そういうことです。だから、そういうことの変化をちゃんと捉まえる、しかし、現実的な路線に立ってやるということですので、書き換えざるを得ないところは当然書き換えて、そしてやっていくということ。これはしようがないことではないでしょうか。時が平成27年のまま止まっているわけではないですから。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時40分といたします。

[午後 3 時 21 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 38 分]

○議 長 一般質問を続行いたします。大勢の傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

○議 長 質問順位 17 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 皆さん、こんにちは。大勢の傍聴者の皆様、夕方のお疲れのところを議場まで足を運んでくださりまして、本当にありがとうございます。

本日の一般質問、最終であります。そしてこの 3 月議会一般質問の最終質問者となりました。先月の 2 月 26 日に通告書の締切りがありまして、そのとき議会事務局に向かう途中でセルフのガソリンスタンドに寄りまして、そうしましたら、珍しくティッシュボックスが当たりました。私はそれを見て、ここで運を使い果たしたら、この後は一体どうなるのだろうと、とても不安になりました。そして、議会事務局に来まして順番を見ましたら、一番最後、17 人目でありました。そして、ほかの方々の内容を確認しましたら、今回、雪関係の質問をされる方が 6 人いらっしゃいました。中でも 11 番議員の方とは、大項目 2 点とも重なっておりまして、嫌な予感は見事に当たったという、落ちがついておりました。

それでは、議長より発言を許されましたので、これより大項目 2 点について、従来型一問一答方式にて質問をいたします。

1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

大項目 1 点目、地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについてであります。第 2 次南魚沼市総合計画では、基本施策 7、総合的な人口減少対策の推進があり、その基本方針の一つに、U I J ターンなどの移住・定住施策を推進するとともに、年齢にかかわらず誰もが心身ともに元気に暮らせる安全・安心なまちづくりを推進します、とあります。そういった移住・定住事業を推進している中で、昨年 12 月 16 日からの集中降雪では、関越自動車道で 2,000 台を超える大規模な車の立ち往生が発生し、長時間閉じ込められ、疲労しきった運転者の様子は、全国版ニュースで放送され話題となりました。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し、東京都の転出者が増加している現状で、その移住先として、当市を選んでほしいと期待をしていましたが、雪国のイメージダウンにつながったのではないかと心配しています。首都圏からの交通の利便性が高いことが魅力の一つでもありましたが、大雪になれば、高速道路も上越線もストップし、一般道も大渋滞になるという、雪国の厳しさを痛感する冬でありました。

第 3 期南魚沼市地域福祉計画では、基本方針 3 に、安心・快適な生活環境づくりが掲げられています。この計画が策定された時点での人口推移では、平成 27 年実績が 5 万 8,568 人であり、平成 32 年の推計人口は 5 万 7,550 人でした。しかし、今年 1 月末の人口は、5 万 5,312 人と、既に 2,238 人の差が生じ、人口減少は予想以上に加速をしております。

そして、65 歳以上の高齢化率は 33.5%に達し、今後も高齢者人口は急激に増加する見込み

です。高齢者だけの世帯や空き家も増え、市内の雪による人的被害は、2月21日現在で死亡3人、重傷16人、軽傷16人の合計35人にもなっており、建物被害は、人が住んでいる住宅と倉庫等の非住宅の合計で全壊4棟を含め32棟という、大変大きな被害が発生しています。令和3年度は、第4期南魚沼市地域福祉計画の策定年となっていますが、そういった市の現状を踏まえた見直しが必要であると思います。

基本施策方針3の1、人にやさしい環境の整備の中の豪雪地特有の雪への負担軽減のため、除雪に関する支援を継続しますという項目は、高齢化が急激に進む中で今年のような降雪量になっても、市民の命と暮らしを守る重要な課題であると考え、次の4点について伺います。

(1) 高齢者や要配慮世帯などへの住宅除雪援助事業は、住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象にしていますが、生活保護世帯や県市民税所得割の課税世帯、旧町単位以内に一親等の親族がいる場合、世帯員のいずれかが県市民税などで市内に居住する人の扶養になっている世帯、入院、施設入所などで3か月以上不在となっている世帯は対象外となっています。除雪作業の請負者を決め、事前に民生委員・児童委員を通じて申請書を提出し、審査結果は後日郵送するとあります。

今期は、除雪作業合計時間を24時間から40時間に拡大し、1月末で195件が利用したとありますが、申請した全世帯が利用できたわけではないと伺います。利用者負担は1時間当たり400円ですが、非課税世帯に個人負担を求めることが、福祉としての公助にふさわしいでしょうか。その年によって雪の降り方が違う中で、除雪時間の上限時間が必要でしょうか。移住・定住を促進し、雪国を魅力として広報するには、年齢を重ねても、独り暮らしになっても、大雪になっても安心して住み続けられる、継続した支援体制が必要です。今住んでいる市民の困窮を解消し、自慢したいと思える雪国にしなければ、移住者が増えるとは考えられません。この事業を利用しやすく拡充するかを伺います。

(2) 南魚沼市社会福祉協議会では、除雪ボランティア、雪猿を募集し、除雪や除雪指導、監督を行っています。今年度は約50人が登録し、活動は31件、延べ活動者は180人との報告です。地域福祉計画では、除雪ボランティア登録者数の目標を140人としていますので、その目標値には遠く及ばない現状といえます。社会福祉協議会では、申込者の納税状況は聞き取りませんが、民生委員の話を聞いて対象になるか判断し、事前に川や段差、屋根に上られるか等の下見をして優先順位を決め、できるだけ行政区長や近隣の人にも作業日を伝え、なるべく2人以上で安全作業に配慮しているとのこと。

しかし、要請があっても応えきれない、カバーしきれない現状と伺います。この除雪ボランティア活動状況の中には行政区役員も含まれていますが、そのほかに、高齢者が屋根雪が心配で消防署に連絡したら、市役所経由で区長に連絡が入り、行政区役員で対応したとも聞いています。また、空き家についても、市の担当者が36軒の空き家の所有者、管理者に延べ46回の管理依頼文書を送付し、屋根除雪、雪庇落としの対応があったのは、たった8軒だけだったとのこと。このほかに、屋根雪が道路半分まで落雪し危険な状況になるたびに、行政区役員が市外の持ち主に除雪の催促をし、近くを通行する小学生に反対側を通るよう声

かけをしたという例もありました。

ほかの地域では、空き家の所有者が病気の高齢者のひとり暮らしで、市からの管理依頼文書が何度届いても対応できず、歩道の脇の雪壁と雪庇が接近して、いつ屋根雪と一緒に雪壁が歩道に崩れるか分からない大変危険な状況を見かねて、近所の人が雪庇落としと雪壁を除雪し、落雪注意のコーンを置き、小学校に通学路の注意喚起をした例もありました。

空き家は個人財産なので、除雪支援の対象ではないとはいえ、今年の人的被害には屋根雪落下等による重軽傷者が3人も発生していますので、住民への危険が予測される場合は、屋根全体の除雪は無理でも、最低限の対応ができる体制づくりが急務です。

今期は、除雪機械等借用費等補助金の利用が、2月21日現在で6行政区、38万9,800円であったとの報告であります。支援事業が大変拡大されたわけではありますが、高齢化が進んでいる地域では、もう除雪ボランティアや行政区役員だけでは対応しきれない、自助・共助も限界だ、もっと行政の支援が必要だという声が上がっています。市で有償ボランティアを募集し、住宅だけでなく危険な空き家にも広範囲に柔軟に対応する対策をつくるべきと考えますが、今後の対応を伺います。

(3) 市内各地で消雪パイプの水量不足のために雪が消えない道路が増えています。今期は機械除雪で対応し、来年度調査して対応するとのことですが、地下水採取条例の改正で井戸掘削が増えており、降雪が続くと、地下水位の低下から警報を発令する状況です。道路除雪は、基本的に機械除雪を主とする方針のようですが、一方で総合計画には、災害や雪に強い道づくりとして消雪パイプリフレッシュ事業というものもあり、消融雪施設新設改良事業もあります。どのようにバランスを取って事業を進めるのかです。

消雪パイプの水不足で雪に埋もれた消防小屋があったり、道路脇の空き家が倒壊の危険があり、機械除雪がその手前までになっている道路もありました。消雪パイプ道路は、水が出るものとして住宅が建てられていますので、次の冬を心配する声は当然です。今ある消雪パイプ路線は、必要な修繕や井戸の掘り替えをして、今後も消雪パイプ道路として維持する考えかを伺います。

(4) この1年間は、新型コロナウイルス感染症拡大により各種イベントや祭りも中止となり、介護予防事業も半減し、高齢者の社会参加の機会は激減しました。さらにこの冬の大雪で、ひとり暮らしの高齢者の孤立による心身への影響が心配です。歩道除雪は通学路を基本としているようで、消雪パイプ道路では、両側に歩道があっても片側しか歩道除雪していない箇所があります。しかし、歩くのは子供だけではありません。除雪していない道路は車道を歩くしかありませんので、交通量の多い道路はとても危険です。雪が降らない日には、シルバーカーに乗って買い物をする人もいます。集落内の配りものや回覧板を持って歩くこともあります。民家がないところまで全ての歩道除雪ができないことは、予算の関係もあり致し方ありませんが、集落内の歩道除雪は重要であり、県への働きかけも必要です。閉じこもりがちな冬場も孤立することなく、高齢者の安全で自由な活動が守られるよう、歩道除雪の拡充について所見を伺います。

演壇からは以上となります。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

大変な雪の状況だったので、多くの議員の皆さんがこの3月定例会においての一般質問、6人と言われましたかね、たくさんの方がご質問されています。それほど本当に大変だったということでございます。決して、最後になったからといって、私、端折ることは全くありませんので、一生懸命答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

まず、1点目の高齢者世帯、要配慮世帯の中での住宅除雪援助事業であります。対象要件が厳しい。上限を24時間から40時間にしたが、さらに利用しやすく拡充できないかということであります。対象となる世帯のうち、今ほど議員がお話しいただきましたが、市県民税の所得割が課税される世帯、親族等から当該事業と同等の援助を受けられる世帯、世帯員のいずれかが市内に居住する者により、この扶養親族となっている世帯に該当する場合は適用外。これは歴史的にずっとその適用条件を鍛え直しながら、我々の先輩もずっと立ち向かってきた問題であります。

私はこの3つのところが大原則だと思います。基本的にはこの要件の基準にのっとった運用をしているところですが、様々な家庭事情もあるということもよく存じております。相談内容を十分に確認した上で、やむを得ない理由があると判断される場合については、これは市長が特に必要と認める世帯については、対応しているところであります。

加えまして、この冬の大変だった問題は、実は昨年が157件だったのです。今年が議員もお話のとおり197件、急増しています。当然雪もそうですから、当たり前といえば当たり前なわけですが、昨年は雪が少なかったわけでありますから。しかし、この増え方の数です。やはり急に高齢化が進んできているという状況の中で、対象となる世帯のほかに、言葉は悪いのですけれども、グレーゾーン——間もなくそうなりかねないという方、もしくは今年、急になった方。最初は、冬の始まる前はそうではなかったのだけれども、やはり具合が悪くてとか、いろいろあると思うのです。こういったところを見落とすなということで、実は市の災害対策本部でも、これは非常に盛んにやり取りしました。各行政区長さんから回っていただいて、今本当に駄目なところはどこなのだということ把握しつつやった。このあとの2番目、3番目との質問にもかぶってきますので、今ここではちょっと申し上げませんが、そういうことを今回ほどやったことはなかったのではないかと思います。

加えて、除雪援助事業の利用時間の上限を引き上げたこと。昨年の12月15日からの集中降雪は、連続30日間累積降雪量が各庁舎ともに800センチメートル、8メートルを超えたという状況になりまして、災害救助法の適用を受けたときが過去にも当然あるわけですが、このときのレベルと同等の降雪量になったと、今回の南魚沼市は。なので、これは屋根の破損等、大変な被害に及ぶということで、これは特例、緊急的に上限時間を、災害救助法に適用

されたという以前の例を超えて、今回初めて 24 時間から 40 時間に延長したということであり
ます。

ちなみに今もう一回ちょっと聞き直したところ、1 月 31 日現在で 24 時間を超えた方とい
うのが 64 人、64 戸と言ったらいいのですかね。そして加えて 40 時間に引き上げましたが、
40 時間を超えた方が 9 件です。私はそれだけを捉まえても駄目だと思っているのは、これは、
除雪をしていただけたわけです。我々が非常に心配したのは、そういう——今回の定例会で
も非常に皆さんから議論になっている、頼んでも来てくれない、頼めないという人たちがい
かほどいたかということが、非常に心配の種でありますし、これからもそういうテーマがご
ざいます。

なので、これは前例としてこういうことが出来上がりました。先ほどから言っている、災
害救助法の適用の問題等を超えて、我々が現地として肌で感じる危険性、そういったもの
に対しては今後はこういう形で取り組んでいくべき必要が生まれたとかじを切っていくつもり
でありますので、拡充と、それが急に文言化しての拡充になるかどうか分かりませんが、我々
はここで一緒に生きている人間ですから、そういうことも気持ちを持って、やはりやってい
こうという気持ちでございます。

2 点目の除雪ボランティアで行っているが、要請に応えられない状況と聞くと。そして、
市で有償ボランティアを募集し——有償ボランティアというのはちょっと変な言い方なので
すね、やはり——有償の作業員の方という意味でしょう、言葉を変えているだけで、本当は
そうですね。そして、これを募集して危険な空き家にも対応をとということでもあります。

まずは議員もお話いただきましたが、空き家というものの考え方であります。きちんと論
理立てて話をしなければならぬと思っています、私は。個人の財産です、あくまで。そし
てその管理については所有者が行うこと、これは当たり前のことです。そして原則として、
これは市では除雪対応をすることはできません。これは憲法で規定されていますから。財産
権ですから。私も田中議員と同じように地元の議員だったこともあります。今は時効だと思
うので話をすれば、勝手に屋根に上がって雪下ろしをしたことがあります、空き家を。しか
し、やってはいけません、本当は。違法行為です、はっきり言って。そういうこともありま
す。

しかしながら、歩行者などへの危険性が高い場合、または地域の確認を行い、やむを得な
い場合、これは緊急避難的に必要最小限の対応を行うことがありますし、やっています。今
回も担当課等は本当にこれをやっています。しかし、市内全体のことを市の職員だけで追
いつくはありません、このたびのような大雪の場合。本当にそういう状況で今やっている
ということも、ぜひとも市民の皆さんにもご理解をいただきたい。いろいろなことを言われ
ていますが。しかし、このことを突き詰めていった場合は、これは大変嫌な言い方ですけれ
ども、空き家の所有者の方が管理責任を放棄するということにも究極はつながっていく課題
なのです。モラルハザードという問題がある。本当にまことしやかに私に、立ち話のような
内容でよく言われることが、「黙っていたら市長、みんな自分の家の管理をみんな市に任せる

ねか」と、そういうことにならないと思いますが、なっちはいけませんけれども、そういうことの問題も含んでいるということです。非常に難しい課題であると私は思っています。

加えまして、社会福祉協議会が行っている除雪ボランティアの目的です、議員がお尋ねの。この除雪ボランティアの目的というのは、除雪によって倒壊の危険を救い、市民の命を守るということを大前提としています。空き家については対象になっていないのです。これはできません、はっきり言って。したがって、危険な空き家にボランティアを活用することについては、これは制度的に無理がある。現状においては、これは市としてはなかなか、大変なことは分かっているのですけれども、なかなか難しい問題であります。

所有者不明の空き家というのもあります。これらも市内には散見される場所がございます。私も先ほど議員の時代にやったというのは、こういったところでもあります。全国的にも大きな社会問題となっておりまして、現状では市の対応にも限界があると。しかしながら、緊急避難的な観点から、恐らく行政の役員の皆さんも、そして市の担当している職員も、様々な形で手を出しているということ。これを公で大きな声で言うことも、はばかれる本当は内容なのだということを、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

3つ目の問題であります。消雪パイプの水量不足による機械除雪に頼らず修繕を進める考え方。一部の路線で設備の老朽化などにより水量不足が発生している事実があります。機械除雪で交通を確保している路線——消雪パイプ路線であっても、そういったところもございます。基本的に人家などが連なっている場所はそういうところが多くて、機械除雪による雪押し場がなかなか確保できない。こういったところに対してやっているところが大半です。このため、老朽化した消雪パイプについては原則として、議員が修繕を求める考えはないかということではありますが、修繕更新を図っていきたくと考えています。当然ですと思っています。

しかしながら、この箇所数が誠に多いということが、頭の痛いところでもあります。これには全部一度に用意ドンでできればいいのですが、老朽化の進み具合等も勘案する中で、優先度やまた緊急度を持ちながらどうしてもやらざるを得ない。この辺につきましては、ぜひともご理解をいただきたいと考えております。

この冬のように集中的な大量の降雪が一気にある場合、これは消雪パイプの路線においても機械除雪による拡幅などを実施していく、こういうことを続けていきたいと考えております。機械除雪をなるべく基本にしながら、消雪パイプも有効利用して、これらを併せ持ってやっといこうということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

4つ目の課題であります。お年寄りの冬場の問題です。閉じこもりがちになる、まさしくそうだと思います。今年には特に新型コロナウイルス感染症のことがありました。身内のことですが、私の母親も恐らくこの冬、ほとんど家から出ておりません、今日に至るまで。これからの健康管理とか、気持ちのメンタルの部分とか、大変心配です。うちの母だけでは当然ありません。全市的にそういう問題があると思ひます。

そのために議員は、この歩道除雪の拡充をということで、優しいテーマで話しかけていた

だいておりますが、市では歩行者の空間を確保するために、まずは小中学校の通学路をはじめ、様々そういう重要な施設を結ぶ、そういったところを中心に雪みち計画を策定して除雪計画を立ててやっています。歩道の未整備の路線も当然あります。そうした歩道除雪を実施する小型の除雪機械の台数、これらの満足いける配備というのもまだ至っていないかもしれません。

こういう状況でございますが、まずは市としてはこのお年寄りのことも当然あるのですが、子供たちの通学路を最優先に考えて、今も進めております。歩道の整備も県、国も含めて、一番はやはり通学路という視点から順位づけをやっています。これらには当然、子供たちだけが歩くわけではありませぬので、お年寄りも当然歩くわけでありませぬが、まずはそういう路線を最優先ということです。引き続き国や県と連携して機械のまずは増強、効率的な計画を検討しながら、高齢者の皆さんの活動も支援していく。そういうことが、進めていくプロセスかと思っております。

しかしながら、私はこの冬ずっと見ておまして、議員も思うと思うのですけれども、全部が、かゆいところに全部手が届いたかどうか分かりませぬ。しかし、これほどの雪が降っても、少し待っていただければ歩道が確保されているという状況を、我々は誇らなければいけないのではないですかね、本当に。新潟市にその間行ったことが何回かありました。わずかな雪でも歩道は全くありません。

この南魚沼におけるこれだけの降雪量の中で、これだけの体制を組んで、しかも歩道を短い長靴程度で歩ける。私は子供の頃、腰までつかって学校に通いました。スキー場でしたから、山の上から。そんなことは見たことも今ない。この状況を我々は喜ぶべき。そして申し訳ないが、電動自動車、お年寄りのシルバーカー、これで冬は歩くことができない、動くことができない。こういうときは一時あるかもしれない。しかし、約100日から120日間、全ての日がそうか、そういう視点もやはり持たなければいけないのではないかと私は思います。やはり限界はある。そして、今の体制をやはり少し誇る場所も持って我々は取り組むべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

加えて言うならば、これから我々が向かおうとしている福祉のまちづくり、この中でやるべきは足の確保というのは大変な問題です。この中で冬期間は、少なくともやはり歩道ではなくて巡回のバス等々、これがもっと細微にわたって行ければもっといい。子供たちも、歩道をこれから切っていこう、この路線を切っていこうと考えたときから、10年もすぐにたっってしまう。今歩いている子供が大人になっても出来上がっていないかもしれない、歩道は。なので今後の課題としては、熊の出没等々の問題もありますが、勘案すればやはり通学バスの充実、そして市民バスを含めたデマンド等も検討してやっていくこと、これがあるのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

以上で、答弁いたします。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

高齢者が悲鳴だということである、県のほうに助成を求めたりということもそれぞれではやっているわけであり、今回は、今ようやく春らしくなってきましたから、今になれば一時だったなということになるのでしょうか、本当にそのときには大変であります。その困難さというところはやはり久しぶりであったからこそ、なおさら身に染みるころだと思います。

柔軟に時間を 24 時間から 40 時間にさせていただいたり、行政区のほうで機械除雪の機械を借りる、また排雪をするということも新たに入れていただいたわけですので、一生懸命対応していただいたということは、十分承知しております。それが毎年どれくらい降るか分からないわけですので、恒常的にそういうところを——雪国に雪が降るのは当たり前ですので、そういった備えをするという意味で、拡充をさらに今後考えるところがあるかどうかを伺いたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

市民の暮らしを守っていく、安全、生命、財産は、いろいろそういうことを守っていくということが行政の大きなテーマだと思います。なので、さらに拡充、利用しやすくという、そういうちょっと私とニュアンスが違いかもかもしれませんが、先ほど答弁したように、必要なときには必要な手を打つ。そういう覚悟を持って、例えばもっとすごい降り方をするかもしれません。そういうときに今の要綱ではすぐわなくなった場合には、果敢にやはり判断していくということをみんなで共有していれば、決して文言だけつくってそれだけが金科玉条ではありませんので、そういう形で私は取り組んでいくことが、全てにおいてあると思っています。ただ、それがあまりに度を過ぎたりとか、そういうことはいろいろみんなで話し合いをしてやっていかなければなりませんので、そういう気持ちで対応することではないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

はい、分かりました。次に(2)のボランティアのほうなのですが、このボランティアにつきましても、市のほうでは職員の方々にも声をかけて、ボランティアに何とか登録してもらいたいということと呼びかけたということも報告いただいております。一生懸命そのことについても取り組んでいただいていると思っております。

ただ、その空き家につきましては、法律的なこととか、今、市長のほうはおっしゃいましたけれども、空き家まで行政が全部雪を掘ると、それは無理だということは、もう当然だと思います。ただ、人に被害が出るのではないかと、今年はもうこれだけの人数、合計で 35 人も出ているわけですので、そういった緊急的なときにはやむを得ないのではないかとという意味での空き家なのです。そういう意味なのですけれども。

民間の会社でも予防、危険を察知する、危険を未然に防ぐというところが、労災が起きる前に日頃からそういったところに目を配っておくことは重要であります。安全委員会

というようなのを毎月やって、ヒヤリハットの事例を出して、自分がヒヤリとしたらみんなもそうではないかということで、そういうことを水平展開をしながら、大きな事故、けがが出ないようにやっているわけです。そうした考え方がとても重要だな、予防するということがとても大事だと私は思っています。

それで、消防団のほうも活動があるわけなのですが、女性消防隊のほうは本部付です。市内で28人しかおりませんので、幼児防災、高齢者世帯の見守り、月1回の防火パトロール、救命救急講師の手伝い、いろいろ予防の「防」のところを女性消防隊は担っております。けれども、こういった雪ということになりますと、市内全体で20人やそこらでできるものではありませんので、やはり地域の消防団の方々にも、予防という意味で行政区の役員の方と見守りをして、もうここは緊急だな、大変危険だということについては、消防団の方々にも協力を得ると。消防団もわずかながら報酬をいただいておりますので、有償ボランティアの一つといえ、そのうちに入るかもというところもあります。こういったときには協力をしてもらえる体制づくり、そういった項目の中に業務の中にも考えていくというふうなことは検討されているか、伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

今回この冬のことは、いろいろな形で行政区の役員の皆さんもそうですし、消防団からのいろいろな事例も聞いたりもしています。地域を守るという観点で皆さん本当に、例えば有償か無償かとか、そういう問題を全然はるかに超えて、地域を守ろうという気持ちが本当にあふれていたと思います。ご自分の家の大変さもありませんながら、そういうこともありながらやってくださっていると思います。

先ほどの前半の予防ということの観点でいくと、私、究極は空き家をつくらないことだと思うのです。散々空き家の問題をやってきて、そして今、市長としても——市内に事例がいっぱいあるのです。ありますが、本当のその部分については、今法律の改正もあって特定空家という認定をして、地域でいろいろな協議会をつくってプロセスを経っていくと、行政代執行という形も取れます。しかし、壊す場合は費用は行政が持たなければいけません。これにもある種、先ほどのモラルハザードの問題。全て行政任せにしてしまうというような、そういう危険性もあつたりして、なかなか全国でも法律改正の後も進んでいないという事例もあります。そういうことが全部あるのですね。

しかし、その前段をやはり考えてみたいと、この冬ずっと考えていました。なぜかという、お年寄りの例えば独りになる世帯があつて、その後、ごめんなさいね、ちょっと言葉が悪いのですけれども、空き家になってしまう。プロセスとしてあるではないですか。そのときの、その前の段階で、例えばご長男とか、子供さんが東京のほうへ行っている。田舎には帰ってこないが、という心配がある。しかし、自分の実家は心配である。そういうようなところの部分の余力のある時点、そういうときに、そのご実家をきちんと——ごめんなさい、本当に言葉が悪いのですけれども、整理をしていただく。本当に。いや、笑っている場合で

はないと思います。そういうことをやらないと、根本的な解決にはならないと思いませんか。私は思っている。

そういうことだけではできませんよ。だけれども、そういう空き家バンクもいいです。いろいろなことを言っている、それもあるのですが、一つ大きい問題として、私はそれがあっているのですけれども、回答になっているかどうか分かりません。そういうことをいろいろ考えていかなければならないと思っている、今回のご質問を受けて、さらにそういう思いを強くしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 地域福祉計画の安心・快適な生活環境づくりについて

冬場が大変だから、もうこれ以上年齢を重ねたら県外の子供のところへ引っ越さなければならぬというような、逆にそういう空き家が増えるかなという話も結構聞きますので、それをどういうふうに行政が支援して空き家が出ないようにするということになりますと、とてもこの時間では議論ができません。

次に、(3)であります、必要なところは修繕をして、きちんと消雪パイプ路線としてやっていただくということを伺いましたので、分かりました。

(4)の歩道除雪ですが、大変いろいろ気になるころはあるのですけれども、今、健康ポイント事業も今年度から始まって、それが定着してきたのか、雪が降っていない日には歩いている方が本当に多いです。年齢にかかわらず、たくさんの方が歩いていらっしゃいますので、やはり冬場であっても、ちゃんと安全に歩ける、道路の安全というところは、大変これからは重要であると思ひます。

こういった福祉計画というところがきちんと、豪雪地であっても安全で快適な暮らしを守るとうたってあるわけですので、そこに向けて行政としてはやはりやっていかなければいけないものだと思います。ただ、機械除雪費も1月末で7億3,000万円も使っていて、その後、補正でもまた追加をして、これでは収まらないわけです。ですので、予算の関係もありますので、大変そことの兼ね合いというのは難しいものだという事は承知をしております。行政として福祉の問題、誰もが安全で安心して、年を重ねてもずっと住み続けられるようにしていただきたいと期待しながら、大項目2点目に移ります。

2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

大項目2点目、誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策についてであります。南魚沼市地域公共交通網形成計画には、計画の目的に、市が目指す将来都市像を実現する上で、公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活とお出かけを支援し、かつ持続可能な公共交通網の姿を実現するため策定するとあります。人口減少と少子高齢化が進む中で、市民が自由に活動し人との交流を楽しむことは、健康寿命延伸のためにも必要不可欠であり、路線バスと市民バスの役割は今後も大きくなっていくものと思ひます。

医療のまちづくり検討委員会の提言を受け、医療対策推進本部のまちづくりタスクフォースで、地域包括ケア構築として交通手段の確保も検討していますが、城内診療所タスクフォ

ースの活動報告からも、交通手段について意見が出ています。これからの医療・介護・福祉を、総合的なまちづくりの観点で交通施策も含めて検討中の段階であることは分かりますが、現状の不便さを訴える声が増しており、市民の声を聞き、改善を続けながら、まちづくり全体の検討も進めるべきと考え、次の2点について伺います。

(1) 大和地域の市民バスの利便性向上については、1年前も具体的な対策を質問いたしました。そのときの答弁どおりに、六日町駅から市民病院への乗り継ぎが可能となりました。

しかし、朝一番の路線バスで10時20分に六日町駅に到着し、乗り換えて市民病院に到着するのが10時32分です。浦佐駅に回っても到着が9時20分で、上越線乗り電車は同じ9時20分に発車します。市民バスの大崎コースと赤石コースは浦佐駅には乗り入れていませんので、1便に乗って大和病院に着いても、浦佐駅に向かう市民バスには乗り継げません。市民病院の受付10時までの診療科、眼科と整形外科には間に合いません。仮に大和病院で乗り継げるようになっても、市民バスを乗り継ぎ電車に乗り換え、さらに市民バスに乗り換えて市民病院を受診するのは、高齢者にとって大きな負担です。

城内診療所タスクフォースでも、城内診療所から大和病院への直通バスがない。高齢者が乗り換えをして受診するのは難しいという意見が記載されています。近くに魚沼基幹病院があっても、紹介状なしでは初診料が高い。市民のための市民病院を受診したくても通えないのは不便だ。署名活動をしてでも直通バスが欲しいという切実な声があります。大和病院と市民病院の巡回コースを検討するかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

それでは、田中議員の2つ目の大項目のほうを回答してまいります。市民バスでも路線バスでも市民病院の受付に間に合わない場合があると。大和病院と市民病院の巡回コースの必要性を訴えておられますが、まず市民バスです。これは公共交通空白地帯の解消を目的に運行しているという状況、なので既存の公共交通機関の皆さんとバッティングしてはならないという大原則がまずはある。

そして、大和地域の市民バスは、以前の病院バスと言われている、以前のバスを基本として運行しているため、魚沼基幹病院を乗り継ぎ拠点として、現在、市民バスのほうは設定し運行しているということです。

大和地域の市民バスは、市民病院へ直接の乗り入れは、言われるとおりにしておりません。大和地域から公共交通を利用して市民病院へ向かう際には、お話しのようにJR、また路線バスなど公共交通を乗り継いでいただく必要があるということでもあります。

現状の公共交通体系において、この移動——大きく言うと大和・六日町間ですが、これにはちょっと難しい問題が多いと思っています。

昨年度、策定をしました南魚沼市地域公共交通網形成計画では、乗り継ぎの利便性の向上を施策に掲げています。令和2年12月、昨年暮れから実施をしました市民バスの六日町駅までの乗り入れ、その一環で行われた見直しとなります。これ1つでも大変でした。既存の

タクシー会社の皆さんや、バス会社の皆さん等々ときちんと話をつけていくということが、なかなかこれは厳しい課題がいっぱいありました。が、実現をしました。

今後も魚沼基幹病院——これは大和病院と置き換えてもいいですが——とJR駅などの乗り継ぎ拠点におけるダイヤの見直しを含めて、市民の皆さんができる限りスムーズに大和病院、魚沼基幹病院や市民病院といった主要施設まで移動できるよう、改善を続けていきたいと考えています。

加えて、路線バスです。市民バスではなくて路線バスのほうですが、これも再編を行っていく必要があると考えています。先ほど言った交通網形成計画の中で、浦佐地域と六日町地域などの主要市街地間を結ぶ幹線交通である路線バスにつきまして、市内主要施設へのアクセスの強化を施策に掲げています。これには先ほど言った大和病院、魚沼基幹病院と市民病院を結ぶといったところも含めてであります。引き続き路線バスの経路について、それぞれ路線バスの事業者等もいらっしゃいますので、協議を進めてまいりたいと考えています。

あと、大和病院と市民病院の巡回コースについてです。これは病院の独自運営という位置づけもあることから、今後ニーズ調査などを行っていく必要があるのではないかと考えております。

では、ここまでで答弁とします。失礼します。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

分かりました。次、(2)新潟県の統計では、高齢者の運転免許保有者数は年々増加し、高齢者が関与した交通事故も増えているとのこと。特に今年のような大雪では、危険度も増加しますが、車がなければ通院も買い物も不便になるというのが市民の声です。高齢者運転免許証自主返納支援事業は、今年度222件で、昨年より50件減りました。これは免許証を自主返納すると、市民バス券かタクシー券を1万円分1回だけ支援するという事業ですが、その利用内訳を見ますと、タクシー券が市民バス券の3倍になっています。

冬場の交通手段及び安全確保のためにも、こういった実績を踏まえた事業の見直しや、1万円分1回だけの支援で自主返納につながるのか疑問もありますので、事業拡充が必要と思いますが、検討しているかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

議員ご質問の2つ目の項目です。利用が減っていると。自主返納事業ですね、そして見直しや拡充が必要ということを訴えておられます。言われるように、高齢者の足の問題、特に冬場の確保なども含めて、様々に特有の課題もあります。バスの公共交通をどのようにしていくかという問題、いろいろありまして、これは大変ですが、一つには報奨品のバス券、これに今度はタクシー券を加えたということです。

これは多分、非常に皆さんが、足りるかどうかということは別にして、喜んでいるのではないかと。そちらを選ぶ人が多いということでもありますから、当然。追加したこういう影響に

よりましてであります。これらも含めましてですが、何ていうのでしょうか、そもそも自主返納の制度というのが、全て返納された皆さんの足の確保ということに置き換えるがために、この報奨品等を差し上げたりしているわけではございません。

なので、その拡充という考え方は、やはり限界があると私は思います。それもありますが、前段にも出た市民バス等々、路線バスも含めた、そういう足の市内の有効な回し方というか、利用をもっとスムーズにするような在り方、これらが望まれるべきではないかと私は思っております。なので、自主返納部分の拡充については、少し考え方の角度をちょっと変えていただかないと、なかなか難しいのかと思います。それよりも、やるべきところでもっと大事なところがあるのではないかと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

分かりました。これが報奨としていう意味ではなく、きっかけだと思うのです。自主返納をしようかというきっかけづくりのために、市民バス券、タクシー券が支給されるということです。きっかけとして有効かどうかという視点で、私も質問しております。これで全てが賄えるわけではないということは十分承知しております。

ですので、今限界があるということで、恒常的な市民バス、路線バスの充実のほうに力を入れてくださるといふ、結論的にはそういうことだと思います。先ほど(1)で質問いたしましたところに戻るわけですので、そちらのほうに、もちろん力を入れていただきたいと思っております。冬場はやはりバス停も雪の中、屋根のついていないバス停で待っているのも大変なところもありますので、市民の皆さんがとても苦勞されている姿を見ておりますので、何とか皆さんが喜んでくださるような方向に向かっていけばいいなと思っております。

カナダのビクトリアでは、バスの前に自転車を載せられるフックがついていて、それに載せて走って、バス停に着くと、そこから今度は自転車に乗って、学校や職場に行くということができているそうであります。

当市も自転車を使った健康づくりやまた観光にもつなげていこうという視点でされていらっしゃると思いますので、こういったこともいろいろ新たな視点で——すぐにこれができるのか、できないとかではないのですけれども、新たな視点でそういったところのいろいろな検討を加えて利用しやすくする。高齢者や子供だけではなく、いろいろな年代の方々が利用できれば、結局は路線バスが減便していくということも食い止めていけるのだと思いますので、そういったところにも力を入れていっていただきたいというところに期待をしまして、私の一般質問を終了いたします……(何事か叫ぶ者あり)今、私が新たな視点というところを付け加えましたので、ちょっと時間が限られておりますが、市長のほうから一言お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 誰もが安心して住み続けられる持続可能な交通施策について

一生懸命取り組んでいきたいと思っております。自転車のまちづくりには、今ほど言われた、カ

ナダと言われましたっけ……（「カナダ」と叫ぶ者あり）カナダの事例とかも含めて、いろいろあると思います。そういう視点はすごく大事だと思います。もしくはバスストップ、バス停に例えばシルバーカーのレンタルがあるとか、そういうことも含めて、例えばですね、そういうことも含めていろいろな発想をしていけばいい。自由にやっていくべきだと思います。そういうことが大事だと思います。

今、タクシー券の親孝行券というのを、ふるさと納税の返礼品で扱っているのです。本当に親御さんを助けてあげてくださいと。その利用が多いかどうか、ちょっとまだ私確認してなくて申し訳ないのですけれども、急に話して申し訳ないのですが、それを去年からやっております、ここから出た方で南魚沼でふるさと納税をやるときの返礼品の中に親孝行タクシー利用券をやり、タクシー業界の皆さんも賛同してくれて、今運営しています。

先ほどの除雪の問題もそうですが、出ていった方々もこちらにいろいろな思いを持っている。そこに、いろいろ心の中のところに、一緒になってやっていけるということが非常に大事ではないかと思っています。答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。ありがとうございました。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

- 議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。
- 議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
- 議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、3月12日金曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時37分〕